

国際戦略総合特別区域指定申請書

2011年 9月27日

内閣総理大臣 殿

東京都知事 石原 慎太郎 印

総合特別区域法第8条第1項の規定に基づき、国際戦略総合特別区域について指定を申請します。

◇ 指定を申請する国際戦略総合特別区域の名称

アジアヘッドクォーター特区

① 指定申請に係る区域の範囲

i) 総合特区として見込む区域の範囲

東京都千代田区、中央区、港区、新宿区、江東区、品川区、大田区及び渋谷区のうち、別紙1の青線で囲まれた区域

ii) i) の区域のうち、個別の規制の特例措置等の適用を想定している区域

当面、以下の個別の規制の特例措置等を別紙1の網掛けで示した区域で適用

個別の規制の特例措置等	適用対象エリア
ビジネス支援	
国有地処分条件の緩和	羽田空港跡地(別紙1の「紫」で示した区域)
施設整備に対する無利子融資	羽田空港跡地(別紙1の「紫」で示した区域)
誘致・ビジネス交流	
展示場における外国商品の非課税(総合保税区域の許可要件の緩和)	東京都心・臨海地域の一部(別紙1の「橙」で示した区域)
輸入関税免税店の設置要件の緩和	東京都心・臨海地域の一部(別紙1の「橙」で示した区域)
船舶運行事業者に対する要件の緩和	東京都心・臨海地域の一部(別紙1の「橙」で示した区域)

iii) 区域設定の根拠

① 外資系企業集積メリットの活用

外資による対内直接投資は、日本に優れた経営資源や高い生産性をもたらし、日本経済を活性化させる。このため、外国企業の誘致は、国際競争力を維持・発展させていく上で不可欠である。

現在の日本の状況をみると、全国にある外資系企業<sup>1</sup> 3,099社のうち、3/4は東京に集中

<sup>1</sup>外資の比率が20%以上の企業（「外資系企業総覧2010」による）

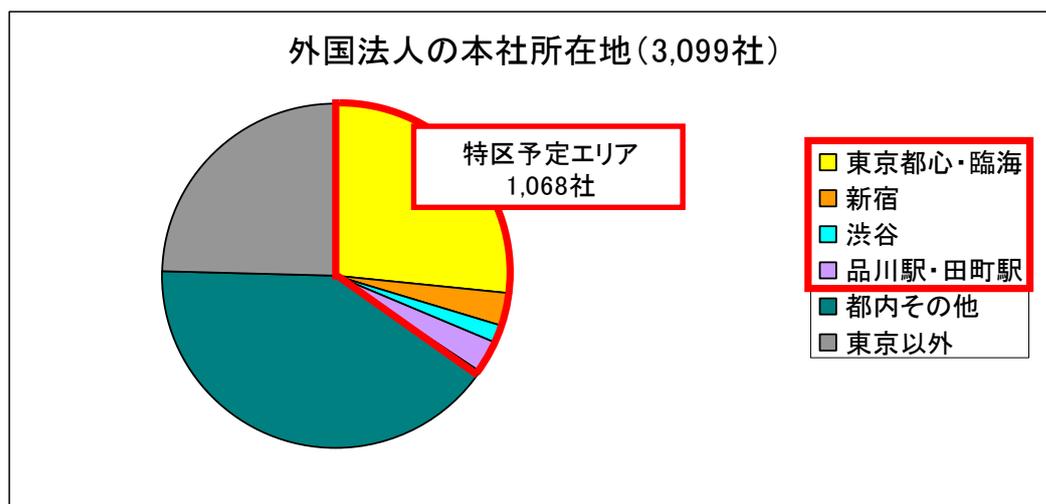
している<sup>2</sup>。特に総合特区として見込む区域においては日本に存在する外資系企業の約3割が、既に集積しており（図表1参照）活発な事業活動を行っている。上記区域を特区として設定することによって、新規に日本に進出する外国企業が、国内企業のみならず、既に日本でビジネスを展開している外国企業とも交流・連携を図ることが容易となる等、集積のメリットを活用できる。

#### ②都市再生の制度との相乗効果

更に、都市再生特別措置法が一部改正され、都市開発事業等の円滑かつ迅速な施行を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進することが都市の国際競争力の強化を図る上で特に有効な地域を国が「特定都市再生緊急整備地域」に指定することが予定されている。上記区域は、交通の利便性、都市機能の集積、経済活動の活発さ、国際競争力強化に資する具体的プロジェクトの見込み等の状況から、「特定都市再生緊急整備地域」に指定される可能性が高い地域として都が想定している地域及びその隣接地域である。

当該地域を総合特区の対象区域とし、都市再生の制度に基づく各種特例措置と一体となって大胆な規制緩和等の措置を講ずることによって、外国企業誘致のための戦略的な都市づくりを行うことが可能となることから、上記区域を設定する。

<図表1>



<sup>2</sup> 「外資系企業総覧 2010」（東洋経済新報社）から集計

【各エリアの特性】

区分	エリア特性
東京都心・臨海地域	日本経済の中心地である都心から臨海部の連たんする地域であり、本社機能の高度な集積や国内外へのアクセス機能、国際色豊かな地域特性を生かし、国際競争力向上に資する先進的なビジネス支援事業、ビジネスを支援する生活環境整備事業、防災・エネルギーに優れた高水準な都市インフラ整備事業、大規模コンベンション施設を活かした誘致・ビジネス交流事業の効果が発揮できるエリア
品川駅・田町駅周辺地域	羽田空港の国際化やリニア中央新幹線の整備を契機に、広域交通の拠点性を強化し、東京と国内外を結ぶ交通結節点を形成することで、業務、商業、宿泊等の多様な機能が集積する新拠点が形成される、都市インフラ整備事業の効果が発揮できるエリア
新宿駅周辺地域	新宿副都心として発展してきた業務・商業機能を活かし、住宅・商業・文化等の集積による多様な魅力を備えた国際的な中核業務機能を担う拠点を形成しており、防災・エネルギーに優れた高水準な都市インフラ整備事業の効果と生活環境整備事業の効果が発揮できるエリア
渋谷駅周辺地域	渋谷駅の機能更新と周辺都市基盤の再編を契機に、魅力ある商業、業務、文化・交流機能の充実などにより、コンテンツ・クリエイティブなど次世代の先進的な産業の集積と誘致による情報発信拠点が形成され、都市インフラ整備事業の効果が発揮できるエリア
羽田空港跡地	羽田空港近接地としての立地条件を最大限に活用した産業交流拠点を整備することで、誘致・ビジネス交流事業及びビジネス支援事業の効果が発揮できるエリア

- 各エリアがそれぞれの特性を活かし、外国企業を誘致する上で必要な機能を発揮するとともに、それを重層的・複合的に連携・連体させることが、外国企業の誘致に不可欠。  
○エリア全体の安全性、安心面を強化するためには、「特定都市再生緊急整備地域」と重複指定し、都市インフラ整備を行い面的な広がりを持たせることが必要。

② 指定申請に係る区域における産業の国際競争力の強化に関する目標及びその達成のために取り組むべき政策課題

i) 総合特区により実現を図る目標

ア) 定性的な目標

グローバル経済において、一国の競争力は、世界の企業がその国で経済活動をしたいと思うかどうか、投資家がその国に投資をしたいと思うかどうか、あるいは世界の人々がその国を訪れたいと思うかどうかにかかっているとと言っても過言ではない。特に、少子高齢化が進む日本としては、世界から資金、優れた技術、経営ノウハウ、人材を日本に呼び込んで、社会経済を活性化させていくことが必要不可欠である。

このため、東京の強みである企業の高度な集積をはじめとする経済集積、市場の魅力、発達した都市インフラを背景として、大胆な規制緩和や財政支援により、外国企業及び外国企業従事者・家族に対するビジネス環境の整備、生活環境の整備を行い、欧米の多国籍企業やアジアの成長企業の事業統括部門や研究開発部門を東京へ誘致する（将来的に左記機能を有することが見込まれる外国企業を含む）。

また、外国企業誘致の前提として、平成23年3月11日に発生した東日本大震災以降高まった防災面・エネルギー面での不安要素を克服するため、高い防災対応力や自立・分散型エネ

ルギーネットワークが構築された都市インフラの整備を促進する。

こうした取組により、誘致した外国企業と国内企業（特に、東京が誇る高い技術水準を有する中小企業やベンチャー企業）とが刺激し合って高付加価値を生み出す舞台を整え、新技術・新サービスを創出する魅力的な成長市場を形成する。

#### イ) 評価指標及び数値目標

評価指標（１）：外国企業のアジア統括拠点及び研究開発拠点の誘致数

数値目標（１）：５年間で５０社以上を誘致（対象業種：情報通信、医療・化学、電子・精密機械、航空機関連、金融・証券、コンテンツ・クリエイティブなど東京の成長を促す業種<sup>3</sup>）

評価指標（２）：その他の外国企業の誘致

数値目標（２）：５年間で５００社以上を誘致（対象企業は上記と同じ）

#### ウ) 数値目標の設定の考え方

数値目標（１）の目標達成に寄与する事業としては、ビジネス支援事業、生活環境整備事業、都市インフラ整備事業及び誘致・ビジネス交流事業を想定しており、それぞれが有機的に連携して包括的に実施されることにより、外国企業の誘致を実効的なものとする。

現時点で想定する各事業の寄与度（※考え方は後述）は以下の通り。

ビジネス支援事業	：	127.5%	（増加率250%×割合51%）
生活環境整備事業	：	32.5%	（増加率250%×割合13%）
都市インフラ整備事業	：	17.5%	（増加率250%×割合7%）
誘致・ビジネス交流事業	：	72.5%	（増加率250%×割合29%）

数値目標（２）の目標達成に寄与する事業としては、ビジネス支援事業、生活環境整備事業、都市インフラ整備事業及び誘致・ビジネス交流事業を想定している。

現時点で想定する各事業の寄与度は以下の通り。

ビジネス支援事業	：	23.9%	（増加率46.8%×割合51%）
生活環境整備事業	：	6.1%	（増加率46.8%×割合13%）
都市インフラ整備事業	：	3.3%	（増加率46.8%×割合7%）
誘致・ビジネス交流事業	：	13.6%	（増加率46.8%×割合29%）

#### ※寄与度の考え方

目標に対する増加率を、外国企業等に対して行ったヒアリングから得た要望の多い事項の割合を乗じて寄与度とした。

<sup>3</sup>特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法案第2条第1項に規定する「多国籍企業」（当該法案と連携し、相乗効果を高める観点から誘致対象企業の定義を同一とした。）

◆現状と目標

区 分	現状	目標	増加率
ヘッドクォーター機能・研究開発機能を持つ外国企業数	20 社	70 社	250%
外国企業数	1,068 社	1,568 社	46.8%

◆外国企業ヒアリングによる要望割合

ビジネス環境の整備	51%
生活環境の整備	13%
都市インフラの整備	7%
誘致・ビジネス交流活動	29%

ii) 包括的・戦略的な政策課題と解決策

ア) 政策課題

日本全体の国際的な立地競争力が低下していることは各所で指摘されているが、特に震災以降、電力需給に対する不安等新たな要素の出現により、我が国の立地競争力は更に低下している。東京においても、本社機能や研究開発拠点といった外国企業の高付加価値拠点の誘致の停滞や、国外流出が想定される状況にあり、今こそ、外国企業の誘致に関する取組を抜本的に強化する必要がある。

上述のような政策課題に対する具体的な解決策を検討するに当たり、東京都においては、既に日本に進出している外国企業等に、日本への進出時あるいは日本においてビジネスを実施するにあたり、改善を希望する事項等についてヒアリングを行った。その結果、下記のような政策課題が浮き彫りとなった。

<<ビジネス環境の整備>>

外国企業等は、日本の法体系や商慣習に対する理解、各種行政手続き等に時間がかかることに不満を有しており、これらに関する情報の提供、理解するための支援や、法務、会計などの専門的サービスへのつながりをワンストップで提供することを求めている。

また、日本企業の有する高い技術力や要求レベルの高い消費者の存在が日本進出の理由として、ビジネスパートナーの発掘、販路の開拓等について苦勞しており、この点についても支援を求める外国企業が多いが、現時点では、こうした外国企業のニーズには十分に答えられていない。

他方、アジア諸国では、例えばシンガポールのEDBや韓国のKOTRAといった誘致機関がワンストップで各種の行政サービスを提供し外国企業を支援しており、現在の日本の取組は近隣のアジア諸国の取組に比べ劣後している。

外国企業の誘致を進めるには、外国企業が日本で円滑にビジネスを実施できるような環境の整備が必要である。

◇対象とする政策分野：i) アジア拠点化の推進

## <<生活環境の整備>>

外国企業の従業員は、家族帯同で移住することが通常であり、外国企業が海外の拠点を選考するに当たっては、従業員や家族の生活環境が整備された地域であるか否かも重要な判断要素となっている。例えば震災後、家族の反対により赴任を断念した外国企業の従業員もあり、外国企業誘致には家族向けの生活環境整備も極めて重要な課題である。

東京は、アジアの他の諸都市に比べて、治安の面では安心でき、清潔な生活環境は高く評価されているが、英語をはじめとする母国語が通じないことによるストレスを感じる外国人が多く、日常生活一般で不安やストレスがなく暮らすことの出来る環境を整えることが求められている。特に健康面で不安を抱えたときに母国語で診療を受けられる医療機関がないこと、日本で受ける教育が子女の将来にとってマイナスとならないかを不安視する声があり、こうした状況は震災の影響もあり拡大傾向にある。

他方、シンガポールや韓国では、外国人向け教育機関への支援や、外国人向け医療機関の整備が積極的に進められており、アジア諸国に比肩し得る外国人向けの生活環境の整備が求められている。

◇対象とする政策分野：i) アジア拠点化の推進

## <<都市インフラの整備>>

3月11日の東日本大震災発生に伴い、地震発生直後には、多くの外国人が海外へ出国したほか、一部の外国企業が本社機能を西日本へ移したり、一部の大使館が業務機能を西日本へ移行する動きが見られた。また、東京都内の一部も計画停電の対象区域となったことから、大規模な災害が発生した場合でもビジネスの継続あるいは速やかな業務環境の回復が担保されるか不安に思う企業も出ている。こうした中、六本木のビルが自立・分散型電源や耐震性の観点から外国人に改めて注目されるなど、東京の高度な都市インフラが改めて評価されつつある。

世界市場を相手にビジネスを展開している外国企業にとって、24時間365日、ビジネスを継続できる環境にあることは、海外進出先を検討するに当たっての前提条件といっても過言ではない。

◇対象とする政策分野：i) アジア拠点化の推進

## <<誘致・ビジネス交流活動>>

国際的にビジネスを展開している外国企業であっても、日本や東京について、十分な知識等を有していない企業がある。一方、アジアの他の都市は、先述のシンガポールのEDBや韓国のKOTRAなどが国を挙げてより積極的に企業誘致を実施している。

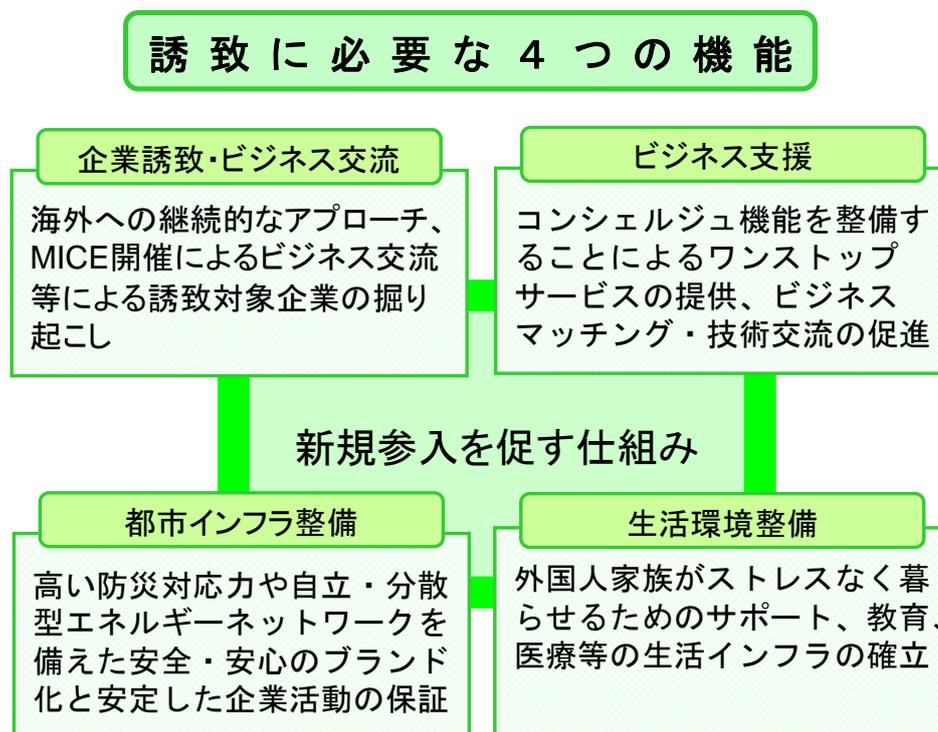
また、日本企業の有する高い技術力や要求レベルの高い消費者の存在が日本進出の理由として、ビジネスパートナーの発掘、販路の開拓等について支援を求める外国企業が多いが、現時点では、こうした外国企業のニーズには十分に答えられていない。

◇対象とする政策分野：i) アジア拠点化の推進

## 【政策課題間の関係性】

外国企業を誘致するに際して、誘致・ビジネス交流事業やビジネス面での環境整備と、そこで働く人及びその家族のための生活環境の整備は車の両輪であり、特に震災後、日本の事業・生活環境両方に対する海外の懸念が増大している中、外国企業誘致のためには、事業環境整備と併せて、外国企業の従業員・家族向けに不安を取り除く生活環境整備が益々重要となっており、双方

が実現して初めて東京への進出を検討する外国企業が増加するものと考えられる。また、都市インフラの整備は、東京で活動する外国人に安全・安心を提供し、外国企業誘致のための前提条件となるものである。



## イ) 解決策

### ビジネスコンシェルジュの設置（＜＜ビジネス環境の整備＞＞の解決策）

外国企業の東京への進出及び日本でのビジネスを円滑に行うことができるように、会社設立にあたって必要となる弁護士、司法書士、会計士等の専門サービスと連携し、ワンストップで日本の商習慣を含む総合相談等の支援を行うビジネスコンシェルジュを運営する。会社設立から、国内企業とのマッチング、販路開拓に至るまで一貫したサービスを行い、外国企業のビジネスを支援する。

地域が主体的に行う上記の取組とあわせて、入国・再入国審査の緩和、外国人留学生の就労ビザの緩和、外国人弁護士の就労に係る要件緩和等の規制緩和措置を講ずることにより、外国企業に就労する外国人及び外国企業の日本法人設立に関するハードルを低くする。

### 生活環境コンシェルジュの設置（＜＜生活環境の整備＞＞の解決策）

東京へ誘致した外国企業の従業員やその家族がストレスなく生活できるように、日常生活に係る様々な情報をHPに多言語で掲載するとともに、各種相談対応や各種手続きの代行、医療機関や行政機関に関する情報の提供などを行う生活環境コンシェルジュを設置する。

また、外国人の生活環境整備のために必要となる規制緩和を実施することにより、外国人医師による診療機会を提供するとともに、公立学校でも外国人子弟が外国語で授業を受けられるようにするなど、医療・教育面でも不安の解消を図る。

### 防災対応能力の強化（＜＜都市インフラの整備＞＞の解決策）

長周期地震動対策や液状化対策等、高い防災対応能力を備えるとともに帰宅困難者ステーショ

ンの機能を有するスペースや防災備蓄倉庫を確保することによって、大規模災害時にもその区域内で一定期間は避難・待機でき、ビジネスを継続することができる都市インフラを整備する。

また、平常時には省エネ、省CO<sub>2</sub>を図るとともに、自立・分散型エネルギーネットワークを構築することで特区対象区域内の電力・熱自給率を高め、非常時においても安定した企業活動を保証できる環境を整える。

### 誘致対象企業の掘り起こし（＜＜誘致・ビジネス交流活動＞＞の解決策）

海外誘致企業セミナーの機会等を通じて、外国企業の東京に関する理解を高めるとともに、海外への継続的なアプローチにより、海外進出の候補地の一つとして東京を検討対象としている外国企業の掘り起こしを行う。また、MICEの誘致・開催に対して支援を行い、MICE開催の機会を捉えて外国企業の東京に対する認知度を高め、東京進出へとつなげていく。

また、外国企業が国内企業との連携を図るにあたっての国内企業とのマッチングや市場開拓の機会を提供するなど、日本における事業展開についてもサポートしていく。

## iii) 取組の実現を支える地域資源等の概要

### ① 地域の歴史や文化

対象地域は、古くから東京のみならず日本のビジネスの中心街であり、国内大手企業の本社の集積や日本に進出している外国企業の大半が立地しているなど、既に日本国内においては、中枢業務・交流拠点を形成している地域や、IT産業やクリエイティブ・コンテンツ産業等の先進的な業務機能の集積が進んでいる地域、航空、鉄道等のアクセス性に優れ、国内・海外との交流拠点と位置付けられる地域である。

### ② 地理的条件

特区対象区域は、首都東京の中核をなす地域であり、高度に発達した地下鉄網等により各地区間の相互アクセス性に優れており一体性を有している。また、新幹線駅までのアクセスが15分以内であり、国際空港となった羽田空港へも30分から最長でも1時間ほどで到着することができることから、日本国内の各地のみならずアジアの諸都市との連携にも優れた地理的条件を有している。

### ③ 社会資本の現状

鉄道（密度の高い地下鉄網を含む）、道路、港湾等の社会資本が高度に整備されており、国内・国際物流の円滑化に資する3環状道路の整備が進められている。また、リニア新幹線が整備されれば、中部・関西圏とも一体的な経済圏が形成される。

### ④ 地域の産業を支える企業の集積等

日本に存在する外国企業のうち34.5%が当特別区域内に集積している。また、外国企業の研究開発拠点のうち、26.8%、地域統括拠点（ヘッドクォーター）のうち28.6%が集積している。外国企業を誘致し、国内企業と刺激し合うことによって新技術・新サービスを創造するためには適した地域である。

## 【地域資源一覧】

区分	交通利便性	ビジネス環境	外国企業の集積	生活環境	防災力 <H18調査>	エネルギー	着手見込 プロジェクト
東京都心・臨海地域	鉄道 東京駅まで4分 (新橋駅) 羽田空港まで32分 (新橋駅)	従業員数：704人/ha 事業所数：28箇所/ha コンベンション施設数：80施設 GRP：7,462百万円/ha	外国企業：827社 HQ機能：5社 R&D拠点：9社	外国人居住数 47,192人(中央、港、江東区)	公園等：627.9ha (中央、港、江東区)	地冷システム 28区域 547.4ha	9事業
品川駅・田町駅周辺地域	鉄道 東京駅まで10分 羽田空港まで10分	従業員数：678人/ha 事業所数：13箇所/ha コンベンション施設数：15施設 GRP：7,185百万円/ha	外国企業：91社 HQ機能：0社 R&D拠点：1社	外国人居住数 11,426人(品川区)	公園等：137.7ha (品川区)	地冷システム 6区域 60.6ha	3事業
新宿駅周辺地域	鉄道 東京駅まで15分 羽田空港まで35分	従業員数：1,466人/ha 事業所数：50箇所/ha コンベンション施設数：15施設 GRP：15,540百万円/ha	外国企業：91社 HQ機能：1社 R&D拠点：5社	外国人居住数 33,352人(新宿区)	公園等：117.6ha (新宿区)	地冷システム 8区域 100.5ha	3事業
渋谷駅周辺地域	鉄道 東京駅まで20分 羽田空港まで35分	従業員数：1,093人/ha 事業所数：53箇所/ha コンベンション施設数：9施設 GRP：11,586百万円/ha	外国企業：59社 HQ機能：0社 R&D拠点：0社	外国人居住数 9,855人(渋谷区)	公園等：93.4ha (渋谷区)	地冷システム 1区域 3.6ha	4事業

### ③ 目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする事業の内容

#### i) 行おうとする事業の内容

##### <<ビジネス支援事業>>

##### ア) 事業内容

東京へ進出してきた外国企業（誘致・ビジネス交流事業を契機として東京への進出を検討している企業を含む）に対する支援を行うため、ビジネスコンシェルジュ機能を強化し、一人の担当者が1社を責任持って受け持ち、①日本の商習慣や法令等に関する情報提供や総合相談の実施、②弁護士や司法書士、会計士などビジネスの実施に際して必要となる各種専門サービスと連携した適切なサービスの提供、③ビジネスパートナーのマッチングや販路開拓の支援をワンストップで行う態勢を構築する。

併せて、国に対しては、誘致対象となる外国企業の従業員の入国等に係る規制の特例措置等を求めることにより、外国企業の日本での円滑なビジネス展開を可能とする。

##### イ) 想定している事業実施主体

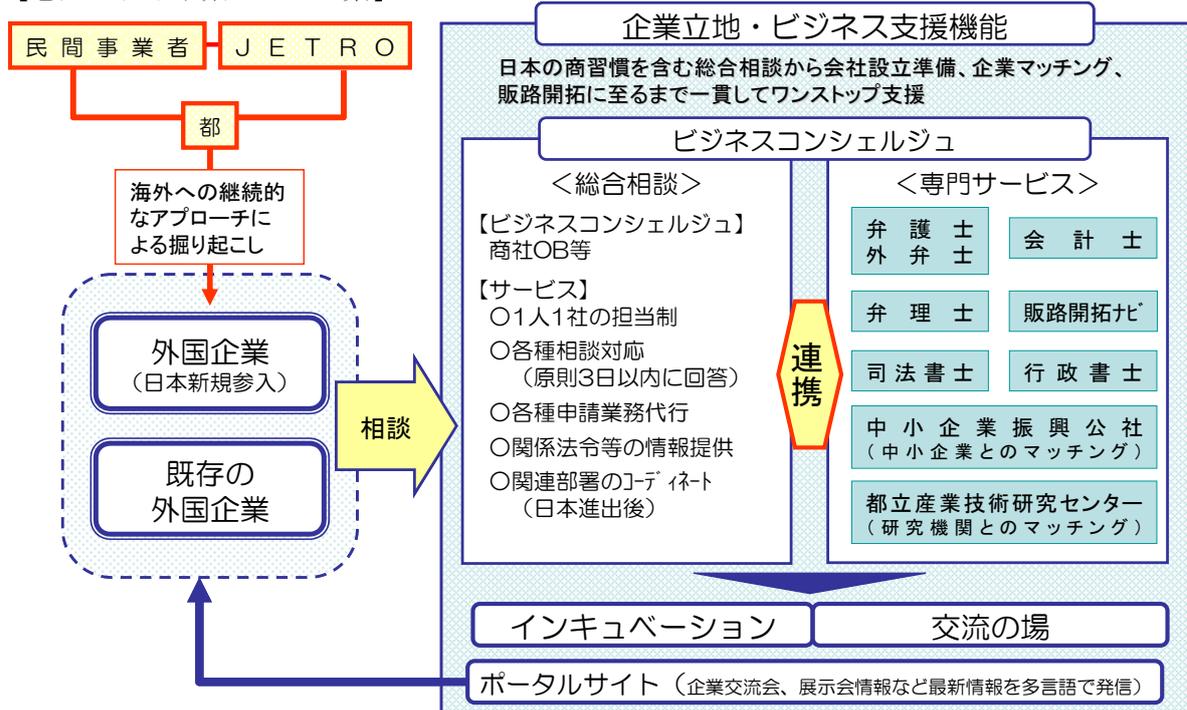
東京都、大田区、民間事業者等が具体的な仕組みづくりについて検討中

##### ウ) 当該事業の先駆性

日本でのビジネスを開始するに当たり、必要な手続きをどこで行えばよいか分からない外国企業や各種手続き申請に時間・手間がかかることを懸念している外国企業に対して、ワンストップで対応するものであり、外国企業の利便性を著しく高める取組である。外国企業等のヒアリングにおいて、外国企業誘致に当たり多くの企業から求められている機能を整備するとともに、併せて国に求める入国・再入国審査、外国人留学生に対する就労ビザの緩和、外国人弁護士の就労に係る要件緩和等の規制緩和が実施されることによって、東京進出の障害を大きく減少させることが期待でき、外国企業誘致に大きく資することが見込まれる。

このように外国企業がワンストップで各種土業のサービスや、申請代行を受けられる機能は、シンガポールや韓国に例があるものの、これまで我が国では実施されてこなかったものであり、入国・再入国審査等の各種規制緩和措置と併せ、極めて先駆的な取組であると言える。

【想定される事業スキーム案】



<<生活環境整備事業>>

ア) 事業内容

生活環境コンシェルジュを設置し、外国企業の従業員及びその家族の様々な相談に対応する。医療や行政手続き等相談内容が専門的領域に及ぶ場合には、医療機関や行政機関等の専門家集団と連携し、的確な専門機関へのつなぎを行う。

生活環境整備の中でも医療については、診療時に母国語で対応してもらえる医師を求める声が強いことから、国に対し、医師資格に係る規制緩和を求める。

また、外国人子弟の教育を充実させるために、公立学校で外国人児童・生徒が外国語で授業を受けられるようにするなど、特区内に限定して学習指導要領によらない国際教育を実施する。

イ) 想定している事業実施主体

東京都、区、民間事業者等において、具体の仕組みづくりを検討中

ウ) 当該事業の先駆性

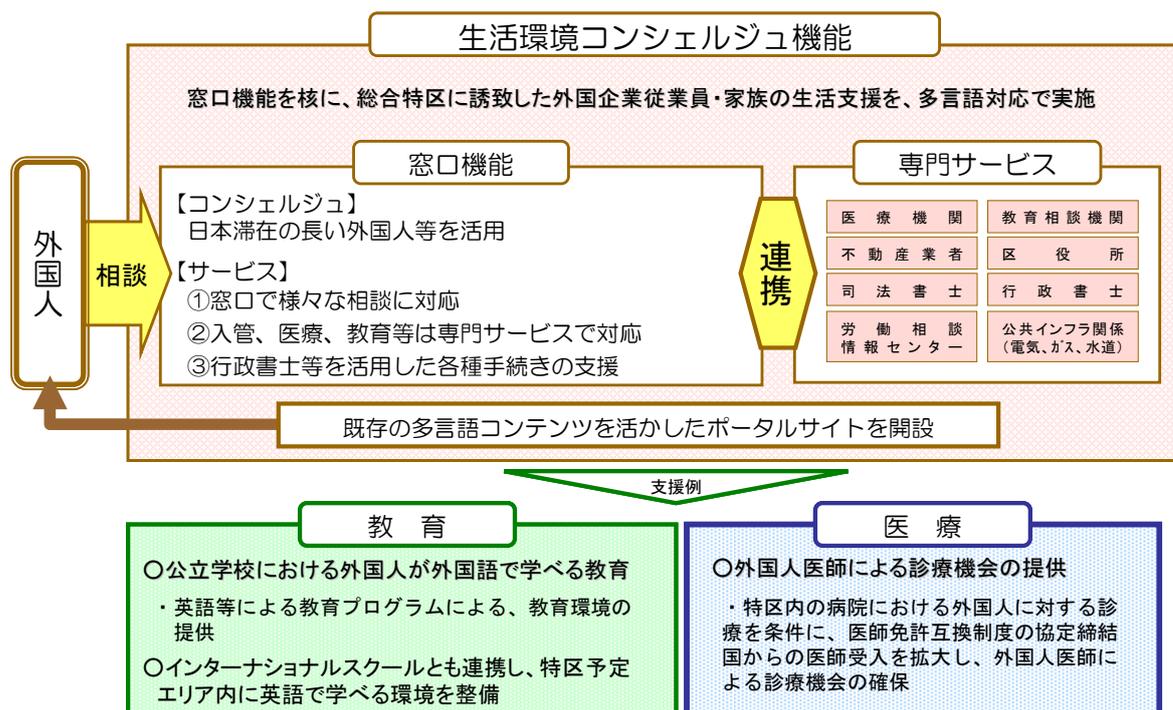
外国人に対しては各種のサービスがそれぞれの機関により実施されているが、日本での生活に慣れない外国人にとって求めるサービスに辿り着くまでには多くの時間と手間がかかる。外国人のニーズや悩み、求めている情報を最も理解し、東京に関してある程度の知識を有している者(既に外国人企業の従業員の家族として東京で生活している者等)を活用することによって、外国企業の従業員・家族の生活利便性を飛躍的に向上させることが期待される。

また、医療・教育面での環境整備は、これまでニーズとして指摘されていながら対応できていなかった事項であり、外国企業が日本に進出する際にネックとなる言語に係る不満・不安要素を取り除く第一歩となる。

特に外国人向けの医療については、これまで外国人医師に関する規制緩和は殆ど実施されておらず、実現すれば極めて先駆的な規制緩和措置と言える。また、教育面でも、公立学校での外国

人向け教育の実現は、先例のない取組と言える。

【想定される事業スキーム案】



<<都市インフラ整備事業>>

ア) 事業内容

外国企業が不安なく東京でビジネスを行うことが出来るよう、都市インフラの整備を行う。具体的には、再開発のタイミング等を捉えて、高層ビルの長周期地震動対策の実施、帰宅困難者ステーションとして利用可能なスペースの確保、防災備蓄品の充実、通信手段の確保等を実施し、高度な防災対応力を備えた都市インフラを構築する。

また、高効率のコージェネレーションシステムや蓄電池、太陽光発電の導入を促進し、自立・分散型のエネルギーネットワークの構築、当該開発エリアで創出可能な電力・エネルギーの最大化を図り、系統電力が途絶えても、当該地域では最低限のビジネス継続を可能とする。

民間事業者の創意工夫を活かし、これらの取組を進めるため、都市再生制度等を活用するとともに、国に対しては必要となる電気事業法等の規制緩和を求める。

イ) 想定している事業実施主体

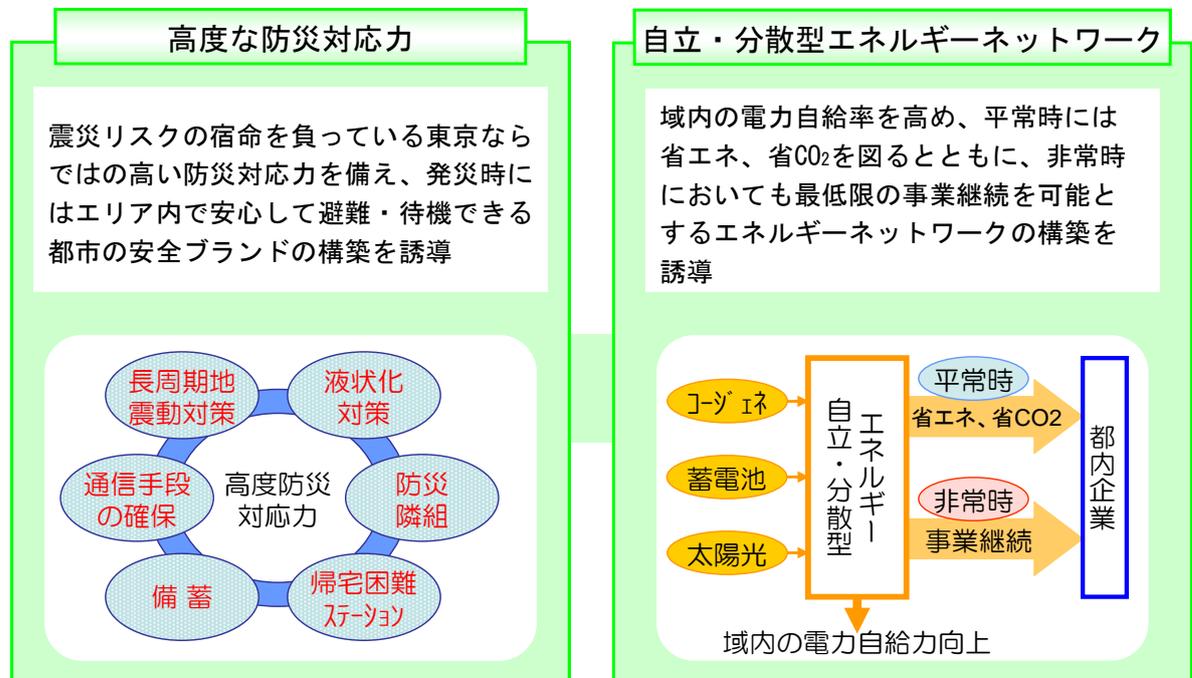
開発事業者等が、各開発事業計画の中で具体的取組内容を検討中であり、内容が固まったものから順次協議を進めている。

ウ) 当該事業の先駆性

特区対象地域内で再開発や建替等が実施されるタイミングで、防災対応力の高い建築物が整備され、自立・分散型エネルギーネットワークが構築されるよう民間の開発に対してインセンティブを与える。特に、自立・分散型エネルギーネットワークの構築は、東日本大震災以降、今後の都市づくりの重点課題として認識されてきたテーマであり、ビジネスの継続実施を担保するための強固な都市インフラを形成することで、災害に対する脆弱性に関する不安を払拭し、外国企業

の誘致につなげることができる。こうした取組は、既に一定程度整備された東京の強力な社会インフラを前提としつつ、更にその機能を強化するものであり、他に類を見ない先駆的な取組であると言える。

【想定される事業スキーム案】



<<誘致・ビジネス交流事業>>

ア) 事業内容

既に日本へ進出の意思を有する企業の相談を待っているだけでは、世界規模での都市間競争を勝ち抜き、東京に外国企業を誘致することはできない。外国企業の東京への関心を高め、企業の経営層に東京を海外進出先の候補地として認知してもらうために、東京都自らのシティセールスに加え、MICE (Meeting, Incentive Travel, Convention, Event/Exhibition の略。多くの集客交流が見込めるビジネスイベントなどの総称) の誘致・開催支援等を通じて、東京進出を検討している外国企業を掘り起こし、前述したビジネスコンシェルジュ (ワンストップサービス) につなげていく。

外国企業誘致・ビジネス交流のために有意義な機会となるコンベンション、国際会議、アフターコンベンション等がある程度まとまったエリアで対応できるよう、既存のMICE機能の集積するエリアにMICE施設を集中的に誘致し、一大MICE拠点を形成していく。今後、カジノ関連法整備の状況についても注視していく。

また、誘致対象企業に対しては、日本企業の優れた技術の紹介やそれらの企業とのマッチング等による取引の機会を提供する。

イ) 想定している事業実施主体

東京都、開発事業者、MICE関係事業者等

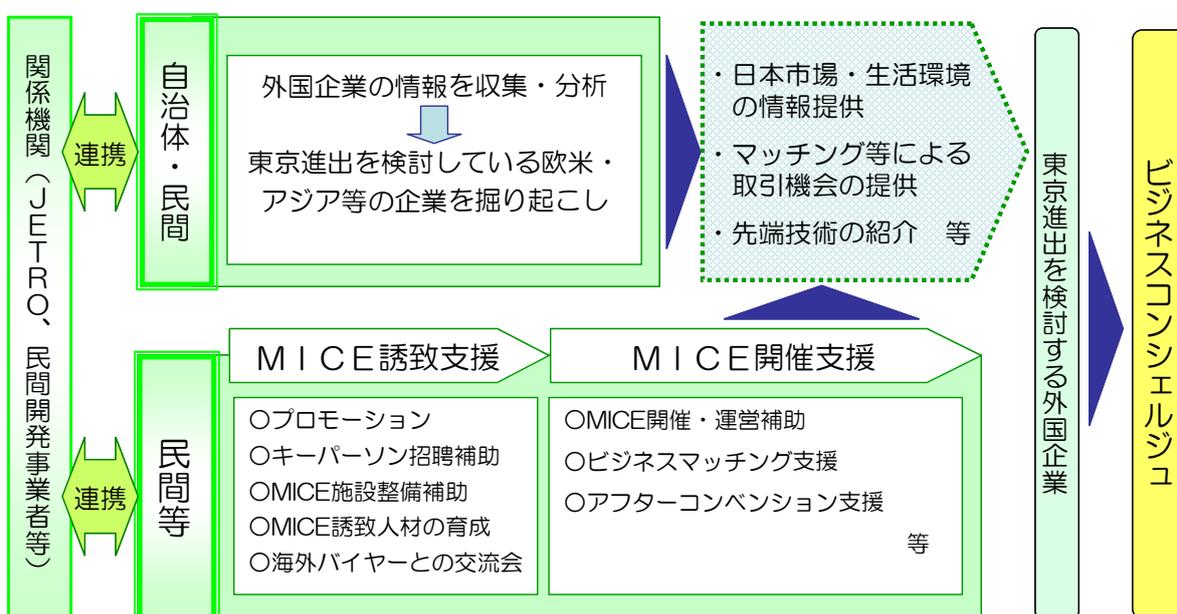
## ウ) 当該事業の先駆性

これまで受け身の姿勢であった外国企業の東京進出について、テナント企業を開拓する民間開発事業者等と連携しそのノウハウを活用しながら、東京に関する様々な情報提供を積極的に行い、海外特にアジアへの進出を検討している外国企業を掘り起こす。また、MICEの誘致・開催の積極化を図り、MICEの機会を捉えて、日本企業の優れた技術の紹介やそれらの企業とのマッチング等による取引の機会を提供することで、東京進出に繋げていく。

先述のビジネスコンシェルジュ機能と一体的にMICEの誘致・開催を支援することで、より強力に海外企業の誘致を進める取り組みであり、このような一体的な取組は全国的にも初の取組であると言える。

### 【想定される事業スキーム案】

海外企業誘致セミナーの機会や、民間等が実施するMICEの誘致・開催支援等を通じて、東京進出を検討している外国企業を掘り起こし、ビジネスコンシェルジュにつなげる。



ii) 地域の責任ある関与の概要

ア) 地域において講ずる措置

a) 地域独自の税制・財政・金融上の支援措置

分類	事項名	内容
ビジネス支援		
財政	外国企業と都内研究機関・中小企業との提携に係る支援	○総合特区内の外国企業と研究機関・中小企業が連携して研究開発等を行う場合に支援を行い、安定的な関係性の構築を支援 ○コンシェルジュが産技研、中小企業振興公社と連携し提携を支援
税制	誘致対象外国企業(新規設立法人に限る)に係る地方税の優遇措置	○誘致対象外国企業(新規設立法人に限る)に係る地方税を一定額又は一定期間軽減 ・不動産取得税、固定資産税・都市計画税、法人事業税などの税目について検討
生活環境整備		
財政	特区内の案内サインの多言語化補助	○総合特区エリア内の多言語案内標識の充実 ・特区エリア内において標識を整備し、多言語案内の充実を図る。
誘致・ビジネス交流		
財政	MIGE誘致に対する支援の充実	○コンベンション誘致のため、誘致・開催に係る経費や、アフターコンベンションについて、支援の充実を図る

b) 地方公共団体の権限の範囲内での規制の緩和や地域の独自ルールの設定

分類	事項名	内容
生活環境整備		
規制緩和	外国人受入拠点校への区域外就学	○区域外就学に係る外国人児童・生徒の取扱いの共有化 ・受入拠点校を設置する区が、特区の範囲内に居住する外国人を区域外就学の対象とする旨を公表 ・上記について公表した特区の範囲内に居住する外国人の就学について協議手続きを緩和
都市インフラ整備		
規制緩和	都市再生特区制度の活用による防災対応力の強化	都市再生緊急整備地域の「地域整備方針」において、防災対応力強化に資する以下の取組を明文化(12月に指定予定) ○自立・分散型かつ効率的なエネルギーシステムの導入を誘導 ○備蓄倉庫の設置や一時滞留可能な空間を確保することにより、帰宅困難者対策を誘導
	都市開発諸制度の活用による防災対応力の強化	○都市の防災対応力を強化するため、帰宅困難者用の一時避難場所、非常用発電設備などの確保について、都市開発諸制度適用の条件や容積緩和などの誘導策を検討する。(平成23年度末までに検討) ○国際会議場など業務支援機能について、育成用途の位置づけにより誘導

c) その他の地域の責任ある関与として講ずる措置

都	区	民	事項名	内容
ビジネス支援				
○	○	○	ビジネスコンシェルジュ機能を担う窓口の運営	○コンシェルジュ機能を担う窓口による支援 東京へ進出してきた企業等が事業展開する上で役立つ様々な情報や各種の手続きに関する相談を1ヶ所で受けられる窓口を運営し、各社別担当制により許認可に係る手続きや各種申請業務を支援するとともに、教育・住宅等生活に関連する情報についても同じ窓口で対応する。
○	○	○	交流ラウンジ、インキュベーション施設等との連携	○交流ラウンジ、インキュベーション施設等との連携 東京でビジネスをする外国企業や国内企業が交流し、情報交換を行うことのできる交流の場の提供や民間の外国企業交流ラウンジとの連携を行うとともに、外国企業が日本法人を立ち上げる際に用いることのできるオフィス紹介等の情報提供により、東京でのビジネスを支援
○			手続き関係情報(法令・通達等)の発信	手続き関連情報を含めビジネスに関連する行政関係情報へつなぐWEBサイトを運営し、英語をはじめとした多言語で情報発信を行う。
	○		産学官連携の促進	産学官による新技術・新製品の開発や新市場の創造を支援する。
	○		地域間連携による広域展開支援	他地域の自治体等との広域的なネットワークを構築し、受発注コーディネート、企業グループによる協同事業を支援する。
	○		通訳派遣システムの構築	広域的な通訳派遣システムの構築を図る。

都	区	民	事項名	内容
生活環境整備				
			生活環境コンシェルジュ機能の設置	○ 総合特区内でインテークを行い、相談内容に応じて専門機関につなぐ総合相談施設を開設 ・来日した外国人が最初に相談する窓口機能を総合特区内に設け、外国人登録、住居、電気、水道など生活基盤を確保する基本的な相談を受付 ・専門的な相談(納税、就労、医療、警察等)については、既に都内にある専門機関の外国人相談窓口を電話予約してから紹介するなど、確実につなぐ。 ・民間の有償サービス(同行等)の紹介
			生活情報(病院、教育、不動産等)の多言語情報の発信	○ 外国人向け生活総合ポータルサイトを開設 ・周辺区や専門機関等の既存のコンテンツを活用するとともに、不足な部分は新たなコンテンツを作成し、外国人が東京で生活するための情報を提供
			外国人受入拠点校の整備	○外国人児童・生徒が英語で授業を受けられるよう、既存の公立学校において、英語等のプログラムによるコースの設置を検討 ○日本語指導教員加配の拡充による公立小中学校における教育の検討
			外国人受入拠点学校限定の特別免許状の授与	○ 教員免許を有しない企業人、外国人、帰国子女を活用 受入拠点校限定の特別免許状の検定基準を作成し、通常授与を行っていない特別免許状について、受入拠点校での教授に限定して授与
			外国人受入拠点学校の勤務を前提とした、教員採用試験の実施	バイリンガル枠、ネイティブ教員の選考のための現行採用選考の受験資格の変更
都市インフラ整備				
			地域としてのBCP、帰宅困難者対策の強化	民間事業者のBCP活動をより促進し、かつ効果的なものとするために、地域ぐるみでソフト・ハード両面の環境づくりを行う。また、災害時における帰宅困難者の収容スペースの確保、食料等の備蓄のほか、帰宅困難者の誘導・サポート要員の確保等についても民間事業者との連携を検討する。
			防災面・エネルギー面に優れた都市開発	高度防災機能、自立分散型エネルギーシステムなど、高いビジネス環境を備えたまちづくりプロジェクト
			MICE/IR拠点の整備	国際コンベンション・見本市施設、ホテル、エンターテインメント施設等を総合的にパッケージした大規模複合施設の整備
			既存都市インフラを活用した防災面・エネルギー面の向上	既存都市インフラを活用した、防災機能、自立分散型エネルギーシステムなど、ビジネス環境を高めるプロジェクト
誘致・ビジネス交流				
			海外への継続的なアプローチによる外国企業の掘り起こし	海外企業誘致セミナーの機会等を通じて、東京進出を検討している外国企業を掘り起こす。
			外国企業の誘致、MICE振興、国際観光振興等に関する先駆的な事業に対する支援	臨海副都心のさらなる発展に繋がる民間事業者の創意工夫に対して、様々なメニューで支援を行う。
			既存施設と連携したMICEの展開	既存のMICE施設でのイベント等に併せて設置される作業部会の枠組みを活用し、MICE関連既存施設、臨海ホールディングス、まちづくり協議会が連携し、MICE誘致に向けた体制を構築する。
			都心エリア・空港へのアクセス向上	交通需要の動向に合わせて、バス優先レーンやバス専用レーン等の設置を検討する。
			海外交流事業	海外の産業関連機関や海外の日本法人等との産業交流機会を創出し、製品、技術及び人材交流の活性化を図る。
			産業交流施設の整備	国内企業の海外発信機能、具体的ビジネス展開に繋がる交流機能を併せ持つ産業交流施設、コンベンション施設、インキュベーション施設等を整備

## イ) 目標に対する評価の実施体制

### a) 目標の評価の計画

数値目標 (1) : 平成28年度終了後に評価実施予定

数値目標 (2) : 平成28年度終了後に評価実施予定

### b) 評価における地域協議会の意見の反映方法

評価対象期間の終了後、地域協議会において目標に掲げた数値の実績値について検討を行う。

その結果、新たな取組を要するもの、取組の変更を必要とするもの等があれば、地域協議会構成員で役割分担を定めた上で、適宜実施していく。

### c) 評価における地域住民の意見の反映方法

東京都においてこれまで実施してきた、世論調査やインターネット都政モニターアンケートを活用し、総合特区制度の取組に関して都民の幅広い意見を聴取する。その上で、改善点を検討し、新たな取組の実施、規制の特例措置の提案等につなげていく。

## iii) 事業全体の概ねのスケジュール

### ア) 事業全体のスケジュール

#### ①東京都の行政計画との整合性

以下の事項を施策強化のポイントとした、東京都の中期計画である「2020年の東京（仮称）」を策定し、アジアヘッドクォーターへの取組を明記する予定（23年12月発表予定）。

- 都民生活と首都経済の再生・発展
- 高い水準の防災機能を備えた都市の実現
- 低炭素エネルギー政策の推進

#### ②各事業のスケジュール（想定）

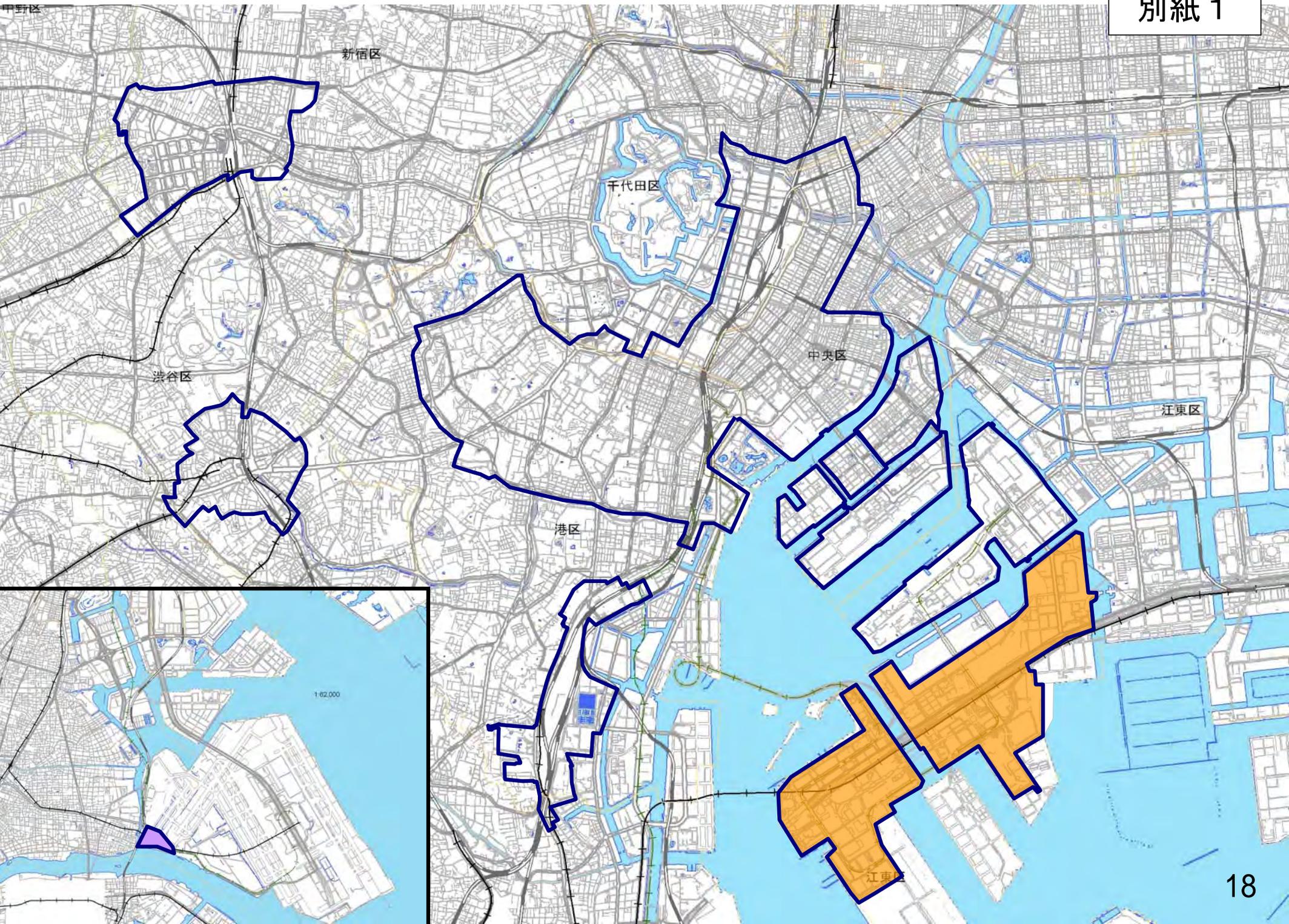
分類	事項名	実施予定時期
<b>ビジネス支援</b>		
独自	ビジネスコンシェルジュ機能を担う窓口の運営	平成24年度
	手続き関係情報（法令・通達等）の発信	平成25年度以降
	産学官連携の促進	平成24年度以降順次実施
財政	外国企業と都内研究機関・中小企業との提携に係る支援	平成24年度
税制	誘致対象外国企業（新規設立法人に限る）に係る地方税の優遇措置	平成24年度以降
<b>生活環境整備</b>		
独自	生活環境コンシェルジュ機能の設置	平成24年度
	生活情報（病院、教育、不動産等）の多言語情報の発信	平成25年度以降
	外国人受入拠点校の整備	平成24年度以降順次実施
	外国人受入拠点学校限定の特別免許状の授与	外国人受入拠点校整備後
	外国人受入拠点学校の勤務を前提とした、教員採用試験の実施	外国人受入拠点校整備後
財政	特区内の案内サインの多言語化補助	平成24年度
規制	外国人受入拠点校への区域外就学	平成24年度以降順次実施

分類	事項名	実施予定時期
都市インフラ整備		
独自	地域としてのBCP、帰宅困難者対策の強化	平成24年度以降順次実施
	防災面・エネルギー面に優れた都市開発	平成24年度以降順次実施
	MICE/IR拠点の整備	関係法令等整備後
	既存都市インフラを活用した防災面・エネルギー面の向上	平成24年度以降順次実施
規制	都市再生特区制度の活用による防災対応力の強化	平成24年度
	都市開発諸制度の活用による防災対応力の強化	平成24年度
誘致・ビジネス交流		
独自	海外への継続的なアプローチによる外国企業の掘り起こし	平成24年度以降順次実施
	外国企業の誘致、MICE振興、国際観光振興等に関する先駆的な事業に対する支援	平成24年度
	既存施設と連携したMICEの展開	平成24年度
	都心エリア・空港へのアクセス向上	平成24年度以降
	多様な交通手段の提供による来訪者の利便性の向上	平成24年度以降
	海外交流事業	平成24年度以降順次実施
財政	MICE誘致に対する支援の充実	平成24年度以降

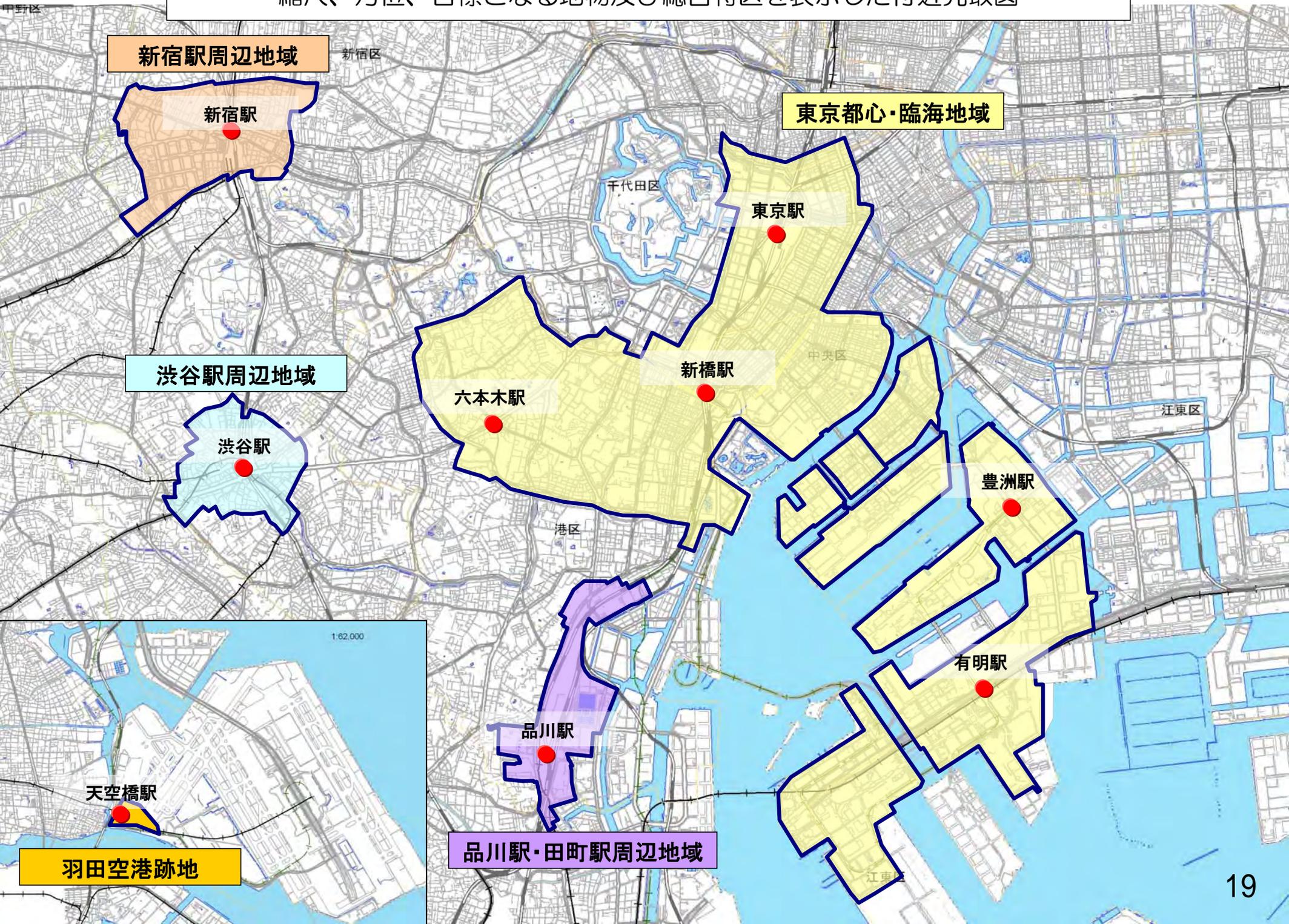
## イ) 地域協議会の活動状況

平成23年9月26日：第1回アジアヘッドクォーター特区地域協議会を開催

- ・当初構成員：千葉商科大学学長・島田晴雄、森ビル(株)、森トラスト(株)、三井不動産(株)、大手町・丸の内・有楽町地区再開発計画推進協議会・三菱地所(株)、新宿副都心エリア環境改善委員会、東京DAIBA・MICE/IR国際観光戦略総合特別区域共同提案グループ、東京急行電鉄(株)・東急不動産(株)、(独)日本貿易振興機構、千代田区、中央区、港区、新宿区、江東区、品川区、大田区、渋谷区、東京都
- ・設立目的：総合特別区域制度を活用し、自立・分散型エネルギーネットワーク、高度な防災機能等の整備と併せて、海外企業のアジア拠点やR&D拠点を呼び込み、産業の新たなイノベーションを生み出し、東京をアジアのヘッドクォーターへと進化させることを目的とする。
- ・その他：地域協議会のほか、実務者レベルの幹事会や各課題を集中的に討議する専門部会を設け、事業の進行管理や具体的な課題解決へのアプローチを検討し、取組内容を昇華させていく。



縮尺、方位、目標となる地物及び総合特区を表示した付近見取図



国際戦略総合特別区域の指定申請に伴う新たな規制の特例措置等の提案書

2011年 9月27日

内閣総理大臣 殿

東京都知事 石原 慎太郎 印

総合特別区域法第10条第1項の規定に基づき、国際戦略総合特別区域の指定申請に伴い、新たな規制の特例措置その他の特別の措置として、別紙提案書の通り提案します。

## 規制の特例措置等の提案書

1 提案団体名

東京都

2 提案内容

別表のとおり

別表 規制の特例措置等の提案書  
提案団体名：東京都

提案事項 管理番号 ※事務局	提案事項名	現行の規制・制度の概要と問題点	改善提案の具体的内容	提案理由	政策課題・解決策との関係		根拠法令等	現行の規制・制度の所管・関係	区分	
					政策課題	解決策			規制	財政・金融 その他
	入国・再入国申請審査の緩和	ビザ発給に必要とされる「在留資格認定証明書」の交付に要する時間が1〜3カ月と長く、即時対応が求められるビジネス環境に対応するためにも、当該証明書の交付に要する時間の短縮が求められる。	○都が東京進出の外国企業を認定した場合、認定企業に就労予定の外国人の在留資格審査を迅速化 ○都が認定した企業の外国人が企業内転勤を行う場合、在留資格審査を迅速化 ○従業員及び企業の事務手続きの軽減を図るため、都が認定した企業に就労する外国人がビザを申請する場合、在留資格認定証明書交付申請の代理者にビジネスコンセンシエーションを追加	外国企業が日本進出をすす上で、必ず関門となる外国人ビザ発給を迅速化することで、即時対応が必要となるビジネス環境に企業が対応できる。また、入国申請手続きをデジタル化し、企業側の事務手続きの負担が軽減され、都の外国企業誘致活動にも寄与する。	「誘致・ビジネス交流活動」における東京に進出する外国企業との関係 起こしと関係	○	出入国管理及び難民認定法第7条の2	法務省		
	外国人留学生に対する就労ビザの緩和	日本語と外国語に精通した外国人留学生を雇用したいとの要望が外資系企業から多く、卒業後総合特区の外資系企業に就職しやすい仕組みづくりが求められる。	都が認定した外国企業に外国人留学生が就職する場合、就労ビザの審査を迅速化	日本に進出した外国企業の課題として、日本語に加え外国語に堪能な人材の確保が困難との指摘が多い(外国企業ヒアリングによる)。外国人留学生が特区内外の外国企業に就職しやすい仕組みを構築することで、外国企業の人材確保を支援できる。	「ビジネス環境の整備」における日本法人設立支援等と関係	○	出入国管理法第20条	法務省		
	外国人弁護士(外弁)の規制緩和	外国法事務弁護士(外弁)の大臣承認の拡大 大臣承認や、業務範囲の拡大となり、国内での外弁の量的拡大につながっており、東京における外国企業のホスピタリティは十分とはいえない。	○ 外国法事務弁護士の大臣承認基準の規制緩和(3年以上の職務経験を緩和し3年以下でも業務可能とする) ○ 外国法事務弁護士の業務範囲の拡大(外弁法第5条) 原資格国以外の外国法に係る法律事務をするための指定基準の緩和(実務経験5年以上の緩和) ○ 日本の弁護士資格取得に向けた規制緩和(外国法事務弁護士の実務経験に応じた、司法試験予備試験の免除(司法試験の受験資格付与))	外国企業等へのヒアリングから、日本法人設立時には外国法にも精通した弁護士が求められるなど、外国企業において外国法事務弁護士のニーズは大きい。外弁士の量的拡大は、特区のビジネス環境の整備に不可欠な要素である。	「ビジネス環境の整備」における日本法人設立支援等と関係	○	外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第10条 同法第5条 司法試験法第4条 同法第5条	法務省		
	ビジネスコンセンシエーション運営受託	言語の違いに加え、日本の商習慣の特殊性や複雑な法令等により、外資系企業が日本国内で活動するための手続きや情報収集が困難であるため、日本進出の妨げとなっている。	国の「外国企業誘致地域支援事業」の適用範囲を拡大し、各種サービスまで一貫して行う特区のビジネスコンセンシエーションについて、民間企業等が国から業務委託を受けることで実施する。	在日外国企業のヒアリング結果で最も多かったニーズであり、外国企業が東京でビジネスを不自力なく進めるために、ビジネスコンセンシエーション機能が求められている。この機能を充足することで、外国企業の誘致は進展するものと考えている。	「ビジネス環境の整備」におけるビジネスコンセンシエーションと関係		—	経産省	○	
	外国人医師の規制緩和	外資系企業において、母国語で医療サービスを受けたいとしたいニーズは高いものの、日本の医師資格を取得するには医師国家資格試験に合格する必要があるため、外国人医師数は国内でわずかにとどまる。	○ 医師免許互換制度の規制緩和 ・総合特区内の病院における外国人に対する診療を条件として、協定締結国の医師受入れを拡大し、外国人を診療対象に限定した外国人医師による診療の機会を確保する。	在日外国企業のヒアリング結果で多かったニーズであり、外国企業の従業員・家族が東京で安心して居住するために、母国語で対応できる外国人医師が求められている。特区内外の外国人医師が増加することで、東京進出の障壁は軽減するものと考えている。	「生活環境の整備」の医療・教育面での不安解消と関係	○	医師法第2条 同法第17条 同法第11条3号 同法第12条	厚労省		

提案事項 管理番号 ※事務局	提案事項名	現行の規制・制度の概要と問題点	改善提案の具体的内容	提案理由	政策課題・解決策との関係		根拠法令等	現行の規制・制度の 所管・関係	区分					
					政策課題	解決策			規制	税制	財政	金融	その他	
	外国人受入拠点学校に対する教員の加配、運営費補助等	公立学校で「外国人受入拠点学校」を整備して、英語で授業を受けられるようにする場合、特例校の指定を受ける必要があり、自由なカリキュラム編成が困難である。また、当面の対応として、外国人への日本語指導等を充実させる場合、必要な教員(ネイティブ、バイリンガル)や日本語支援員(外部人材)の配置が困難な状況	○外国人受入拠点学校(公立学校)に対する教員の加配・運営費補助等の実施 ・総合特区内における国の教員加配制度の拡充(例)ネイティブ教員と日本人教員の複数担任制とするため、ネイティブ教員の加配 ・日本語指導教員の加配、日本語教材の購入費、日本語支援員(教員以外、地域人材等)の経費を補助 ○外国人受入拠点学校(公立学校)において、英語で授業を実施する場合、学校が自由にカリキュラムを編成できるよう、教育課程特例校の指定制度を緩和(国からの研究指定など) ○日本語支援員の措置のための補助制度の拡充 ・放課後補習のための日本語支援員に対する補助制度の拡充 ○特区内の小・中学校における教員の加配の拡充及び全額補助 ・外国人子弟に対する日本語指導教員の加配制度を拡充するとともに、1/3補助を10/10補助とする。 ○特区内の都立高校における教員の加配の拡充及び全額補助 ・外国人子弟に対する日本語指導教員の加配制度を拡充するとともに、10/10補助とする。	外国企業の従業員は家族帯同で移住するケースが多く、子弟の教育問題は、東京進出に係る重要な判断材料となる。公立学校において外国人児童・生徒を受け入れるには、ネイティブ教員や日本語指導教員による体制整備が必要であり、そのためには当該教員の加配措置が不可欠である。	「生活環境の整備」の母国語対応と関係	「生活環境の整備」の医療・教育面での不安解消と関係	義務標準法第15条等	文科省	○		○			
	特定供給対象エリアの弾力運用	特定供給の許可を受ける「構内」は、さく、へい等の遮断物によって明確に区画されたものと規定されているが、都内ではコージェネ導入に十分なスペースが確保できないケースもあるため、熱供給事業を含めた供給エリアの要件緩和が必要	供給力確保を前提とした隣接(道路をはさんだ場合も可)する新たな地点へ供給する場合における電気事業法第17条第1項第1号及び熱供給事業法第13条第2項の規制を緩和(大臣の許可)。	東日本大震災の発生を踏まえ、大規模な災害が発生した場合でもビジネスの継続を可能とし、業務の回復が担保される自立・分散型エネルギーネットワークを構築して、東京進出を検討する外国企業の不安を払拭する必要がある。このため、特区内におけるエネルギーの融通を可能とする規制緩和が必要	「都市インフラの整備」のビジネスを継続できる環境整備と関係	「都市インフラの整備」の自立・分散型エネルギーネットワークの構築と関係	電気事業法第17条第3項第1号 電気事業法施行規則第21条	経産省	○					
	特定供給の関係性の弾力運用	特定供給は、電気事業法施行規則において、電気の供給者と需要者の資本関係、人的関係、組合設立などの関係性が求められたため、電気の融通が広く普及していない。	①電気の供給者・需要者の両者が共同で融通設備に投資し、電力の売買契約を締結した場合や、 ②子会社が分社化した場合の特定供給の密接関連性に認定するなど、特定供給が可能な範囲のメルクマークを定め、弾力的な運用を図る。	上記のとおり、自立・分散型エネルギーネットワークの構築に向けて、特区内の電気の融通に係る規制緩和が必要	「都市インフラの整備」のビジネスを継続できる環境整備と関係	「都市インフラの整備」の自立・分散型エネルギーネットワークの構築と関係	電気事業法第17条第3項第1号 電気事業法施行規則第21条	経産省	○					
	域内電源保有率の引き下げ	特定電気事業者は供給地点の需要に応じた電力供給が義務付けられ、コージェネにおいては発電(100%供給)に対して、熱供給過多で運用している。自立型エネルギーを普及するには、一事業者の負担軽減が必要	特定電気事業者が送配電ネットワークを経由して、外部電源を調達することができるよう制度改正し、域内電源保有率を引き下げる。(100%→50%)	上記のとおり、自立・分散型エネルギーネットワークの普及・拡大に向けて、コージェネ等の導入・普及を促進する規制緩和が必要	「都市インフラの整備」のビジネスを継続できる環境整備と関係	「都市インフラの整備」の自立・分散型エネルギーネットワークの構築と関係	電気事業法施行規則	経産省	○					

提案事項 管理番号 ※事務局	提案事項名	現行の規制・制度の概要と問題点	改善提案の具体的内容	提案理由	政策課題・解決策との関係		根拠法令等	現行の規制・制度の 所管・関係	区分					
					政策課題	解決策			規制	税制	財政	金融	その他	
	分散電源の発電量買取制度の創設	現状制度では、電力買取制度は太陽光発電に限定され、コージェネ等は対象外であるため、電力を社会で広く利用するシステムとなっていない。	一定以上の電力自給率を有するなど、地域の自立・分散型エネルギー供給に貢献する事業者に関して、当該事業者の有利な条件で、ガスコージェネレーションによる発電の余剰電源を一般電気事業者が買い取ることができる制度を創設	上記のとおり、自立・分散型エネルギーネットワークの普及・拡大に向けて、コージェネ等の導入・普及を促進する規制緩和が必要	「都市インフラの整備」のビジネスを継続できる環境整備と関係	「都市インフラの整備」の自立・分散型エネルギーネットワークの構築と関係	—	経産省	○					
	料金設定の弾力化	熱供給事業法では、電気事業法やガス事業法のように、燃料費の変動を迅速に料金に転嫁する制度が規定されておらず、燃料費リスクは事業者が吸収するため、熱供給事業数は頭打ち。	○地域冷暖房事業について、需要形態に沿った料金制度の導入(同一地区同一料金の廃止、新料金メニューの積極的拡大等) ○基本料金と従量料金の割振り・設定に関する自由裁量の拡大 ○固定費・熱製造施設の減価償却費や修繕費の助成制度や租税課金・金利の優遇措置を構築 ○変動費・燃料費変動に伴う料金改定届出制度(電気事業者、ガス事業者と同等の調整制度)の導入	上記のとおり、自立・分散型エネルギーネットワークの普及・拡大に向けて、熱供給事業の普及を促進する規制緩和が必要	「都市インフラの整備」のビジネスを継続できる環境整備と関係	「都市インフラの整備」の自立・分散型エネルギーネットワークの構築と関係	熱供給事業法第14条	経産省	○					
	設備変更手続きの弾力化	熱供給事業において、熱導管のサイズ変更であっても、大臣許可を要するため、設備更新を柔軟に実施できない。	○設備変更手続きを許可制から届出制に変更 ○熱導管の口径変更に関する基準を緩和(10%→15%)	上記のとおり、自立・分散型エネルギーネットワークの普及・拡大に向けて、熱供給事業の普及を促進する規制緩和が必要	「都市インフラの整備」のビジネスを継続できる環境整備と関係	「都市インフラの整備」の自立・分散型エネルギーネットワークの構築と関係	熱供給事業法第7条 熱供給事業法施行規則第8条	経産省	○					
	非常用発電機による住戸内電源供給	電気事業者は、電気事業法にもとづく電気供給約款において、1需要場所に1引込みによる電力供給を原則としており、住戸内は通常電力会社から受電しているため、非常停電時には建物内の非常用発電機から電力を供給することが困難である。	非常停電時、住戸に対して、通常の電力会社からメーター経由の電力供給に代わり、建物内の非常用発電機から供給可能とすることを求める。	非常時における自立・分散型エネルギーネットワークをより一層有効に活用するため、住戸における非常用発電機の利用に係る規制を緩和して、外国人居住者の安心向上につなげる。	「都市インフラの整備」のビジネスを継続できる環境整備と関係	「都市インフラの整備」の自立・分散型エネルギーネットワークの構築と関係	電気事業法第18条 電気供給約款	経産省	○					
	熱供給事業者の災害時における供給条件義務の緩和	熱供給事業者は熱を供給するにあたり、需要家の平等性を確保する義務があるが、災害時において、電力の供給制限などにより熱供給事業者の熱供給能力が低下する事態が発生した場合、災害活動・支援活動拠点や市民生活機能を維持するための施設への熱供給を優先することができない。	災害時において、災害活動・支援活動拠点や市民生活機能を維持するための施設など、一部の需要家へ優先的に熱の供給が行えるように規制を緩和する。	非常時において、自立・分散型エネルギーネットワークをより一層有効に活用するため、熱供給事業者の熱供給義務を緩和して緊急対応力を備えた地域づくりを進め、外国企業・従業員等の安心向上につなげる。	「都市インフラの整備」のビジネスを継続できる環境整備と関係	「都市インフラの整備」の自立・分散型エネルギーネットワークの構築と関係	熱供給事業法 第14条、第15条	経産省	○					

別表 規制の特例措置等の提案書  
提案団体名:東京都

提案事項 管理番号 ※ 事務局	提案事項名	現行の規制・制度の概要と問題点	改善提案の具体的内容	提案理由	政策課題・解決策との関係		根拠法令等	現行の規制・制度の 所管・関係	区分					
					政策課題	解決策			規制	税制	財政	金融	その他	
	非常用発電機の一部常用利用での火力発電専用受電端発電効率との比較の除外	発電のみに供される設備を新設する場合には、国内の火力発電専用設備の平均的な受電端発電効率(36.9%。平成15年度)と比較し、年間で著しくこれを下回らないことと定められており、非常用発電機の一部常用利用の際(計画停電、使用制限等)の妨げとなっている。	非常時(計画停電を含む。)において、非常用発電機を常用化して電力供給を行う場合、当該非常用発電機の発電効率等に係る規制を緩和する。	非常時(計画停電等を含む。)における自立のエネルギー供給を推進するため、非常用発電機の規制を緩和して、外国企業・従業員等の安心向上につなげる。	「都市インフラの整備」のビジネスを継続できる環境整備と関係	「都市インフラの整備」の自立・分散型エネルギーネットワークの構築と関係	経産省告示 第65号	経産省	○					
	自立のエネルギーネットワークにおける自営線での非常時のみの電力供給	非常時(系統停電時)の電源供給のみを計画する別敷地の建物(通常はそれぞれ別受電で系統より電力供給)が現行では想定されていない。	CGS等分散型電源設置建物から、非常時(系統停電時)の電源供給のみを計画する別敷地の建物(通常はそれぞれ別受電で系統より電力供給)が想定されるなか、こういった周辺の他建物の分散電源からの非常時電力供給が可能となる電気事業法の規制を緩和する。	非常時における自立・分散型エネルギーネットワークの構築を推進するため、非常用発電機の融通に係る規制を緩和し、外国企業・従業員等の安心向上につなげる。	「都市インフラの整備」のビジネスを継続できる環境整備と関係	「都市インフラの整備」の自立・分散型エネルギーネットワークの構築と関係	電気事業法第17条	経産省	○					
	コージェネ導入に対する補助の上積	コージェネ(ガスタービン)導入に係るコストは30~40万円/kWとされ、一定規模(最低1,000kW以上)の設備を導入するには、現行の国の補助制度では不十分で、開発事業者の負担が大きい。	平成23年度実施の「ガスコージェネレーション推進事業費補助金制度」を基に、コージェネ導入の補助金上限額を上積みする。	コージェネ等の導入に係る経費を財政支援することで、自立・分散型エネルギーネットワークの普及・拡大が可能となり、外国企業が継続的にビジネスができる環境が整備できる。	「都市インフラの整備」のビジネスを継続できる環境整備と関係	「都市インフラの整備」の自立・分散型エネルギーネットワークの構築と関係	—	経産省			○			
	市街地再開発事業国庫補助採択基準「特定の市街地再開発組合及び特定の再開発会社」要件の見直し	市街地再開発事業の国庫補助採択基準のひとつに有効空地率(地区面積の45%以上。ただし、特定の要件を満たすものについては、地区面積の30%以上に拡大)が規定されている。しかし、計画地区は、銀座の中心部に位置し、街のにぎわいを増進するため、セットバックを最小限にすることが地域全体のまちづくりルール(銀座地区地区計画)となっており、一般的な有効空地率45%および30%を確保することが不可能である。	国土交通省住宅局長通知に規定されている国庫補助採択基準の特例措置(有効空地率30%の特定の要件の拡大)を求める。なお、国庫補助は地方公共団体が事業に補助する間接補助であるが、国庫補助の対象拡大については、直接補助者の中央区も要望している。	外国企業の誘致に当たり、市街地再開発を加速して、エネルギー・防災面等で魅力あるビジネスオフィスの整備を推進する必要がある。	「都市インフラの整備」のビジネスを継続できる環境整備と関係	「都市インフラの整備」の自立・分散型エネルギーネットワークの構築と関係	市街地再開発事業(組合施行、再開発会社施行、個人施行、独立行政法人都市再生機構及び地方住宅供給公社施行)等に係る国庫補助採択基準及び実施要領	国土交通省			○			
	市街地再開発事業の参加組合員に対する優遇措置	都市再生特別措置法における認定都市再生事業には、各種助成制度があるが、参加組合員は事業者と認められず優遇措置を受けられない。	再開発組合と参加組合員との協同事業である市街地再開発事業の実態に即し、参加組合員も認定事業者を含め、組合員同様の優遇措置を求める。	市街地再開発事業における参加組合員は、実質的に再開発事業を取り進め、リスクや資金を負担する重要な役割を担うため。	「都市インフラの整備」のビジネスを継続できる環境整備と関係	「都市インフラの整備」の自立・分散型エネルギーネットワークの構築と関係	都市再生特別措置法第20条、第29条 租税特別措置法第47条の2、第83条 地方税法附則抄第11条、第15条	国土交通省 財務省 総務省			○			

別表 規制の特例措置等の提案書  
提案団体名:東京都

提案事項 管理番号 ※ 事務局	提案事項名	現行の規制・制度の概要と問題点	改善提案の具体的内容	提案理由	政策課題・解決策との関係		根拠法令等	現行の規制・制度の所管・関係	区分					
					政策課題	解決策			規制	税制	財政	金融	その他	
	外国人入国ビザの緩和、就労要件の緩和	特区エリアをビジネス、MICE、77ターコンベンションの拠点として発展させるためには、訪れる外国人に対して自国語で対応できる人材の確保が必要となる。しかし、店舗での販売や飲食関係のホールスタッフなどに従事させる目的では在留資格が得られないことから、在留資格取得に係る要件の緩和が必要	参加者に対して自国語で対応できる人材を確保するため、以下の要件緩和を求める。これによりMICE参加者への利便性を向上できる。  ○在留資格「人文・国際業務」取得に係る要件緩和 販売業務に従事する場合、「外国人特有の文化的知識や感性を生かして活躍する」という条件が付されており、一般的な販売やサービスの提供を行う業務はこれに当たらないとされているが、このような業務に従事する場合でも在留資格が認められるよう、要件を緩和  ○在留資格「企業内転勤」による外国人社員の要件緩和 来日する外国企業の社員の要件が親会社に1年間継続して雇用されることとなっているが、昨今の雇用形態、特に外国における雇用形態は多様化しており、即戦力の人材を雇用することも多いから、この期間を短縮(1年→3ヵ月)。	MICE施設の増加に伴い、今後、臨海エリアを訪れる外国人のMICE参加者も増加する。特区区内におけるMICE参加者のホスピタリティを向上させるためにも、特区限定で外国人によるサービスができる環境整備は重要である。  また、即戦力人材が登用される国際ビジネス環境において、特区区内での企業内人材の流動性を確保することは、外国企業の東京進出を推進するための必要条件である。	「誘致・ビジネス交流活動」のMICE誘致活動、外国企業誘致活動と関係	「誘致・ビジネス交流活動」における東京に進出する可能性のある外国企業の掘り起こしと関係	出入国管理及び難民認定法第19条別表第一	法務省	○					
	ビジネスジェットの使用手続簡略化	羽田空港におけるビジネスジェットの活用は進められているものの、駐機制限が7日間とビジネスユースに十分対応できていない。また、出入国時のCIQ手続きの際も、MICE参加者等に対する体制が諸外国に比較して十分とは言えず、MICE誘致等の障壁となっている。	○空港機能の向上(駐機制限の緩和(7日間→14日間))  ○出入国時のCIQ手続きを各省庁と連携したワンストップで対応する施設の整備や、入国前後の手続きを簡素化するなどして、利用者の利便性をさらに向上	グローバル企業役員の移動手段としてビジネスジェットが主流となる中で、ビジネスジェットの即時性というメリットを一層活かすため、空港機能の向上やCIQ手続きの簡素化により、諸外国に遅れることなくMICE誘致等を進めることができる。	「誘致・ビジネス交流活動」のMICE誘致活動、外国企業誘致活動と関係	「誘致・ビジネス交流活動」における東京に進出する可能性のある外国企業の掘り起こしと関係	—	国交省	○					○
	民間ヘリポート(非公共飛行場)の処理期間短縮	非公共飛行場の設置に要する審査期間は1~2年間と長く、早急に羽田空港等とのアクセスを向上させる取組の障壁となっている。	MICE参加者の増加等に伴い、羽田空港、成田空港から臨海地域へのアクセス向上のニーズが高くなる。このため、MICE施設等の非公共飛行場設置の許可に要する処理期間を短縮し、短時間で移動可能なヘリコプターによるアクセスを促進する。	良好な交通アクセスはMICE誘致に際して有利に働く要件のひとつであり、ヘリによるアクセス向上は、MICE誘致に大きく寄与する。	「誘致・ビジネス交流活動」のMICE誘致活動、外国企業誘致活動と関係	「誘致・ビジネス交流活動」における東京に進出する可能性のある外国企業の掘り起こしと関係	航空法第38条第1項、第42条第1項・第3項	国交省	○					
	展示場における外国商品の非課税(総合保税区域の許可要件の緩和)	総合保税区域は、この地域で輸入品を保税のまま展示したり加工できる区域で、これより国内にも持ち込む際に関税等が課せられる。総合保税区域内では、蔵置・加工・展示行為は可能であるが、消費行為を行うことはできない。	MICE参加者サービスの向上のため、ビックサイト等のMICE関連施設を含むエリアを総合保税地域に指定し、そこで輸入品を展示・加工するだけでなく、地域内のレストラン等で消費される輸入食材についても関税等を非課税とする。これは、MICE参加者へのサービス向上だけでなく、日本進出を検討している外国企業のアンテナショップ誘致にも寄与する。	外国人向けサービスの良否は、MICE会場を決定する上での要件のひとつであり、低価格で良質な飲食サービス等を提供することは、MICE誘致に有利に働く。	「誘致・ビジネス交流活動」のMICE誘致活動、外国企業誘致活動と関係	「誘致・ビジネス交流活動」における東京に進出する可能性のある外国企業の掘り起こしと関係	関税法第2条第3項	財務省	○					

別表 規制の特例措置等の提案書  
提案団体名:東京都

提案事項 管理番号 ※ 事務局	提案事項名	現行の規制・制度の概要と問題点	改善提案の具体的内容	提案理由	政策課題・解決策との関係		根拠法令等	現行の規制・制度の 所管・関係	区分					
					政策課題	解決策			規制	税制	財政	金融	その他	
	輸入関税免税店の設置要件の緩和	空港施設外における免税売店設置が、実質的に困難となっており、アフターコンベンションにおけるMICE参加者(外国人)へのサービス向上を目指す上での障壁となっている。	現在、空港外免税店の出店を希望する事業者の声がある一方、保税販売に係る物品の引渡しは、原則空港出国施設内に限るといった規制のため、空港外免税店は沖縄県を除き一店舗もない状況である。この規制(関税基本通達)を緩和し、MICE開催期間中に限り、物品を関税を含んだ金額で販売し、その場で物品を引き渡し、出国時に関税の払い戻しを行う方式を採用することにより輸入関税免税店の設置を可能とする。	MICE開催者が会場を決定する重要な要素のひとつに、ショッピングや観光などアフターコンベンションの充実が挙げられる。その一つの方策として、輸入関税免税店による物品販売サービスが可能となれば、MICE誘致に大きく寄与できる。	「誘致・ビジネス交流活動」のMICE誘致活動、外国企業誘致活動と関係	「誘致・ビジネス交流活動」における東京に進出する可能性のある外国企業の掘り起こしと関係	関税法第43条 関税法基本通達42-15(3)	財務省	○					
	船舶運行事業者に対する要件の緩和	旅客定期航路事業者を保護する観点から、不定期航路事業の片道運行は貸切の場合のみ認められている。このため、MICE開催時に不定期航路事業が羽田空港からMICE会場に運行しようとしても、現行の制度では不可能で、交通アクセスを向上できない。	○MICE参加者の交通手段の確保、利便性の向上のため、羽田空港とコンベンション施設等を結ぶ航路(例:羽田⇄有明・台場地区)において、係留保管場所が適法な不定期航路事業者の不定期航路事業の乗合片道運行を認めるよう海上運送法の規制を緩和する。  ○係留保管場所が適法な不定期航路事業者であり、かつ飲食を提供し、運行時間、料金が類似航路の定期運行事業と明らかに異なる場合は、不定期航路事業の乗合片道運行を認めるよう海上運送法の規制を緩和する。	東京臨海地区等は羽田空港や隅田川と近接しており、MICE会場と空港・観光地間の海上交通を柔軟に差配できれば、MICE会場への交通アクセスの向上や、魅力あるアフターコンベンションの創出に十分貢献できる。	「誘致・ビジネス交流活動」のMICE誘致活動、外国企業誘致活動と関係	「誘致・ビジネス交流活動」における東京に進出する可能性のある外国企業の掘り起こしと関係	海上運送法第21条の2	国交省	○					
	MICE誘致・開催支援補助	現行の観光庁の補助制度はMICE主催者への直接支払いではなく、観光庁が業者と契約後、開催者にサービスを手配する仕組みのため、主催者側の使い勝手が悪く、MICE誘致・開催に有効に活用されていない。	○観光庁が実施しているMICE誘致活動事業実施支援事業、キーパーソン招請事業について、支援対象経費の項目を拡大する。  ○現在行われている観光庁、JNTOによる支援事業は、主催者への直接支払いではなく、観光庁が契約主体となって競争入札等を実施し、サービスを手配するスキームであることから、主催者側の利便性を考慮した支援内容とする。	MICE主催者への直接払いなど、主催者側の利便性を考慮したスキームとすることで、MICE主催者の真のニーズに対応した用途で補助金が活用され、本来のMICE誘致・開催支援の施策効果が発揮される。	「誘致・ビジネス交流活動」のMICE誘致活動、外国企業誘致活動と関係	「誘致・ビジネス交流活動」における東京に進出する可能性のある外国企業の掘り起こしと関係	—	観光庁	○					○
	誘致対象企業の掘り起こしに係る財政支援	国内で開催される展示会等を活用して、外国企業を招聘し、国内企業とのマッチングの場を提供する「外国企業誘致地域支援事業」を国が実施しているが、東京進出を一層促す具体的な仕組みはない。	国が民間事業者に委託して実施している「外国企業誘致地域支援事業」の外国企業の発掘、招聘事業、立ち上げ支援業務において、都のハッドクォーター特区限定で行う業務を追加	外国企業に東京進出を促すには、「待ち」の姿勢ではなく、ビジネス環境として「東京」が適しているターゲット企業を選定し、積極的に働きかけなければ、誘致することは難しい。外国企業の掘り起こしは、誘致の成否に係る大きな要素である。	「誘致・ビジネス交流活動」のMICE誘致活動と関係	「誘致・ビジネス交流活動」における東京に進出する可能性のある外国企業の掘り起こしと関係	外国企業誘致地域支援事業	経産省			○			

提案事項 管理番号 ※ 事務局	提案事項名	現行の規制・制度の概要と問題点	改善提案の具体的内容	提案理由	政策課題・解決策との関係		根拠法令等	現行の規制・制度の 所管・関係	区分					
					政策課題	解決策			規制	税制	財政	金融	その他	
	国有地処分条件の緩和(1)	国有財産の売却処分は、会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条第21号に基づき、公共用又は公用に供するために必要な物件とされた場合であって、財務省通知により「公共団体において直接公共の用に供する施設」の場合に直接公共団体に随意契約により売り払うことができることとされている。このため、民間活力を活用した官民共同による事業スキームに対する適用に制限があり、効果的な整備、運営事業の制約となっている。	国有財産の随意契約による売却が認められる条件である財務省通知にある「公共団体において直接公共の用に供する施設」を「公共団体において公共の用に供する施設」と条件を緩和し、産業交流施設の官民共同による整備、運営事業についても適用を可能とすること。	羽田空港跡地は国有財産として空港用地に利用されているが、沖合展開事業及び再拡張事業により、将来普通財産となり売却処分が想定されている。 その土地利用について、国、東京都、品川区及び大田区で構成される羽田空港移転問題協議会は、平成22年10月「羽田空港跡地まちづくり推進計画」を策定し、第1ゾーンに産業交流施設等を導入することとし、その用地は、主に大田区が過去の経緯を踏まえ取得する方向で検討することとなった。 大田区は、国際化した羽田空港に隣接し、多様な産業が集積している京浜臨海部の中心部に位置している空港跡地の立地特性を活かし、展示場を併設する産業交流施設の整備を予定している。本施設は、周辺地域のみならず、首都圏を含めた広域的産業ネットワーク形成し、国内外のビジネス交流を通じたオープンイノベーションを産み出す拠点施設である。	「ビジネス環境の整備」のワンストップサービスと関係	「ビジネス環境の整備」におけるワンストップサービスと関係	会計法第29条の3第5項 予算決算及び会計令第99条第21号 財務省所管一般会計所属普通財産の管理及び処分を行う場合において指名競争に付し又は随意契約によることについての財務大臣との包括協議について(平成13年10月29日付財理第3660号)別紙1包括協議事項第1(二)(31)	財務省 国交省	○					
	国有地処分条件の緩和(2)	国有財産の売却処分において、国有財産特別措置法第3条は、普通財産の減額譲渡ができる場合として、図書館や博物館等の公共性の高い土地利用に限定列挙している。本施設は、日本の国際競争力の向上を目指し、国内外の産業交流拠点として重要な役割を果たすものであり、公共性の高い活用を図ることから、本規定の適用対象とすることが求められる。	産業交流施設の役割に鑑み、国有財産特別措置法第3条に定める、普通財産の減額譲渡ができる場合を拡大し、本施設についても適用を可能とすること。	産業交流施設においては、東京への海外企業の立地に伴う諸手続きのワンストップサービス窓口の開設など、アジアゲートウェイとしての機能と、誘致した海外企業の研究開発のパートナーや取引先のマッチングなどを通じて日本国内での事業展開をサポートする機能をあわせ持ち、アジアを始めとする海外活力を取り込む戦略に大きく貢献するものである。この施設整備・運営について、地元区として役割を果たしつつ、本施設の国益にも利する機能発揮に鑑み、国有地の処分に関わる規制緩和と施設整備に対する無利子融資の適用範囲を緩和することにより、民間活力を積極的に導入し、効率的、効果的な施設整備・運営を図る。	「ビジネス環境の整備」のワンストップサービスと関係	「ビジネス環境の整備」におけるワンストップサービスと関係	国有財産特別措置法第3条	財務省	○					
	施設整備に対する無利子融資	独立行政法人中小企業基盤整備機構法に基づく「地域産業創造基盤施設整備事業」は、施設整備に対する無利子融資制度が用意されているが、特定中小企業者等の経営管理の合理化又は技術の向上を図るための施設(インキュベーション施設や技術センターなど)に限定されている。	独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令第2条第2項に第3号を新設し、「市町村(特別区を含む。)が、中小企業者の連携及び集積の強化を支援するために施設を整備する事業」を加え、産業交流施設の整備についても適用を可能とすること。		「ビジネス環境の整備」のワンストップサービスと関係	「ビジネス環境の整備」におけるワンストップサービスと関係	独立行政法人中小企業基盤整備機構法第15条第3項 独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令第2条第2項	経産省					○	

※「区分」欄には、該当する区分に「○」を記載してください。(複数記入可。)

# 総合特区に係る民間事業者等からの提案

提案者	概要	エリア
1 森ビル(株)	グローバル企業のアジア統括本社等の集結をねらいとして、都市再生緊急整備地域を中心にエネルギー自立型の都市再開発	環2赤坂・新橋地域の一部及び六本木ヒルズ等
	大規模MICE&IR拠点を整備し、日本経済を牽引	臨海地域（有明、青海、台場、東八潮等）・潮風公園、船の科学館
2 森トラスト(株)	外国企業の誘致と、外国人の生活環境の向上や、都市の防災性を考慮した都市開発	環2赤坂・新橋地域の一部
3 三井不動産(株)	グローバル企業のアジアヘッドクォーターを誘致するために、防災面・エネルギー面に優れた都市開発	都内の都市再生緊急整備地域（環4富久町を除く。）及び日比谷
4	三菱地所(株)・「大手町・丸の内・有楽町地区再開発計画推進協議会」 共同提案	成長戦略センター（仮称）による誘致企業の支援、高度防災都市の実現に向けた都市開発
5	新宿副都心エリア環境改善委員会	グローバル企業のアジア拠点を誘致するため、新宿の資源（企業、地冷事業者、住居の集積等）を活かした都市開発
6	東京DAIBA・MICE/IR国際観光戦略特区共同提案グループ	巨大ホテルを中心とするMICE/IRの戦略的な拠点整備
7	東急電鉄(株)・東急不動産(株)	クリエイティブコンテンツ産業の拠点づくり、都市観光の魅力拡大、安全安心な都市形成を目指した都市開発
8	大田区	アジアゲートウェイとしての機能と誘致企業をサポートする機能をあわせ持つ拠点を構築し、海外企業や研究開発拠点の誘致を促進

## 別添 9 地域協議会の協議の概要

地域協議会の名称	アジアヘッドクォーター特区地域協議会
地域協議会の設置日	平成23年9月26日（月）
地域協議会の構成員	（別紙のとおり）
協議を行った日	平成23年9月26日（月）
協議の方法	協議会を開催
協議会の意見の概要	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. それぞれの立場から活発な議論を行っていくことを確認。</li> <li>2. 外資系企業を呼び込むに当たって重要なことは、①広いオフィススペースの提供、②職住近接といった生活空間の充実。容積率規制、形態規制の緩和が必要。</li> <li>3. シンガポールや香港を追いかけるのではなく、世界に類を見ない、質の高いものを地域一体となって作っていくことが重要。</li> <li>4. 総合特区の具体的な事業の実施にあたっては、地域への影響を考慮し、必要に応じて、新たな規制緩和策等を検討していくことも重要。</li> <li>5. 国への総合特区申請については了承。申請書の確認については会長一任。</li> </ol>
意見に対する対応	<ol style="list-style-type: none"> <li>2. 今回の提案においても、地域の取組として自立・分散型エネルギーシステム等を導入した場合における容積率緩和を掲げているが、当該総合特区は、都市再生の制度と一体的に進めていくこととしており、引き続き必要な検討を行っていく。</li> <li>4. 新たな規制緩和項目等についても、地域協議会で検討していく。</li> </ol>

## アジアヘッドクォーター特区地域協議会構成員名簿

所属・役職	氏名
千葉商科大学学長（会長）	島田 晴雄
森ビル(株)取締役副社長執行役員	山本 和彦
森トラスト(株)専務取締役	伊達 美和子
三井不動産(株)専務取締役	飯沼 喜章
三菱地所(株)常務執行役員 （大手町・丸の内・有楽町地区再開発計画推進協議会、 三菱地所(株) 共同提案代表）	合場 直人
住友不動産(株)ビル事業本部副本部長執行役員ビル再開発部長 （新宿副都心エリア環境改善委員会 事務局企業）	加藤 宏史
(株)フジテレビジョン専務取締役 （東京 DAIBA・MICE/IR 国際観光戦略総合特別区域共同 提案グループ代表）	太田 英昭
東京急行電鉄(株)取締役執行役員 都市生活創造本部長 （東京急行電鉄(株)・東急不動産(株) 共同提案代表）	渡邊 功
（独）日本貿易振興機構対日投資部長	長島 信之
東京都知事本局長	秋山 俊行
千代田区政策推進担当部長	歌川 さとみ
中央区副区長	小泉 典久
港区副区長	野村 茂
新宿区副区長	野口 則行
江東区副区長	佐藤 哲章
品川区副区長	本間 敏明
大田区副区長	野田 隆
渋谷区副区長	古川 満久

**別添 10 指定申請書に記載した事業で、併せて提案した規制の特例措置等の適用を見込む事業の一覧（参考資料）（1/2）**

事業名	適用を見込む規制の特例措置等	新たな提案
ビジネス支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 入国・再入国申請審査の緩和（規制の特例措置）</li> <li>◆ 外国人留学生に対する就労ビザの緩和（規制の特例措置）</li> <li>◆ 外国人弁護士規制緩和（規制の特例措置）</li> <li>◆ 国有地処分条件の緩和（1）（規制の特例措置）</li> <li>◆ 国有地処分条件の緩和（2）（規制の特例措置）</li> <li>◆ 施設整備に対する無利子融資（金融上の支援措置）</li> <li>◆ ビジネスコンシェルジュ運営受託（財政上の支援措置）</li> <li>◆ 法人税の軽減措置（税制上の支援措置）</li> <li>◆ 総合特区支援利子補給金の支給（金融上の支援措置）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○</li> <li>○</li> <li>○</li> <li>○</li> <li>○</li> <li>○</li> <li>○</li> <li>—</li> <li>—</li> </ul>
誘致・ビジネス交流事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 外国人入国ビザの緩和、就労要件の緩和（規制の特例措置）</li> <li>◆ ビジネスジェットの使用手続簡略化（規制の特例措置）</li> <li>◆ 民間ヘリポート（非公共飛行場）の処理期間短縮（規制の特例措置）</li> <li>◆ 展示場における外国商品の非課税（総合保税区域の許可要件の緩和）（規制の特例措置）</li> <li>◆ 輸入関税免税店の設置要件の緩和（規制の特例措置）</li> <li>◆ 船舶運行事業者に対する要件の緩和（規制の特例措置）</li> <li>◆ MICE 誘致・開催支援補助（規制の特例措置）</li> <li>◆ 誘致対象企業の掘り起こしに係る財政支援（財政上の支援措置）</li> <li>◆ 通訳案内士以外の者による有償ガイドの特例（通訳案内士法の特例）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○</li> <li>○</li> <li>○</li> <li>○</li> <li>○</li> <li>○</li> <li>○</li> <li>○</li> <li>—</li> </ul>

## 別添 10 指定申請書に記載した事業で、併せて提案した規制の特例措置等の適用を見込む事業の一覧（参考資料）（2/2）

事業名	適用を見込む規制の特例措置等	新たな提案
生活環境整備事業	◆ 外国人医師の規制緩和	○
	◆ 外国人受入拠点学校に対する教員の加配、運営費補助等	○
都市インフラ整備事業	◆ 特定供給対象エリアの弾力運用（規制の特例措置）	○
	◆ 特定供給の関係性の弾力運用（規制の特例措置）	○
	◆ 域内電源保有率の引き下げ（規制の特例措置）	○
	◆ 分散電源の発電量買取制度の創設（規制の特例措置）	○
	◆ 料金設定の弾力化（規制の特例措置）	○
	◆ 設備変更手続きの弾力化（規制の特例措置）	○
	◆ 非常用発電機による住戸内電源供給（規制の特例措置）	○
	◆ 熱供給事業者の災害時における供給条件義務の緩和（規制の特例措置）	○
	◆ 非常用発電機の一部常用利用での火力発電専用受電端発電効率との比較の除外（規制の特例措置）	○
	◆ 自立的エネルギーネットワークにおける自営線での非常時のみの電力供給（規制の特例措置）	○
	◆ コージェネ導入に対する補助の上積（財政上の支援措置）	○
	◆ 市街地再開発事業国庫補助採択基準「特定の市街地再開発組合及び特定の再開発会社」要件の見直し（財政上の支援措置）	○
	◆ 市街地再開発事業の参加組合員に対する優遇措置（税制上の支援措置）	○
	◆ 総合特区支援利子補給金の支給（金融上の支援措置）	—
	◆ 工業地域等における用途規制の緩和（建築基準法の特例）	—
	◆ 特別用途地区内における用途制限の緩和（建築基準法の特例）	—
◆ 財産の処分の制限に係る承認の手続きの特例（補助金適正化法の特例）	—	
◆ 工場等の高度化事業の市町村経由での実施（独立行政法人中小企業基盤整備機構法の特例）	—	
◆ 工場立地に係る緑地規制の特例（工場立地法及び企業立地促進法の特例）	—	

※ 新たに提案したものに加え、総合特別区域基本方針第5「総合特別区域における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化の推進に関し政府が講ずべき措置についての計画」に記載されているものについても、記載してください。

※ なお、新たに提案したものについては、「新たな提案」の欄に「○」を記載してください。

**別添11 指定申請書に記載した事業ごとの支援措置の要望の一覧(参考資料)**

●基本事項

地方公共団体に関する情報	地方公共団体名	東京都	担当部署名	知事本局計画調整部計画調整課	担当者名		電話番号		E-Mail		
総合特別区域の名称	アジアヘッドクォーター特区			国際・地域の別	国際	対象地域	東京都千代田区、中央区、港区、新宿区、江東区、品川区、大田区及び渋谷区のうち、別紙1の青線で囲まれた区域			計画期間	平成 24 年度 ~ 平成 28 年度 ( 5 年間)

●国の財政支援を希望する事業

事業番号	事業名	事業内容	実施主体	所管省庁名	国の制度名	新規拡充	新規・拡充内容	総事業費 (単位:千円)	年度別 事業費(上段)・国費(下段) (単位:千円)					
									H23迄	H24	H25	H26	H27	H28
1	生活環境整備事業	外国人受入拠点学校に対する教員の加配、運営費補助等	東京都	文部科学省	義務標準法第15条に基づく教員の加配等	拡充	【教員加配】 ・日本語指導教員:64人 ・英語教育のための教員:13人	2,083,820			66,202	73,732	971,943	971,943
								2,083,820			66,202	73,732	971,943	971,943
2	都市インフラ整備事業	コージェネ導入に対する補助の上積	東京都	経済産業省	ガスコージェネレーション推進事業費補助金制度	拡充	補助上限額を5億円/件→10億円/件 (補助率:1/3)	15,000,000		3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000
								5,000,000		1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
3	誘致・ビジネス交流事業	誘致対象企業の掘り起こしに係る財政支援	民間事業者	経済産業省	外国企業誘致地域支援事業	拡充	国の「外国企業誘致地域支援事業」の外国企業の発掘、招聘事業等の支援業務において、都のヘッドクォーター特区限定で行う業務を追加	1,499,400			498,600	346,200	295,800	358,800
								1,499,400			498,600	346,200	295,800	358,800
4	ビジネス支援事業	ビジネスコンシェルジュ運営受託	民間事業者	経済産業省	外国企業誘致地域支援事業	拡充	国の「外国企業誘致地域支援事業」の適用範囲を拡大し、ビジネスコンシェルジュ事業を民間企業等が国から業務委託を受けることで実施する	999,600			332,400	230,800	197,200	239,200
								999,600			332,400	230,800	197,200	239,200
5	都市インフラ整備事業	市街地再開発事業国庫補助採択基準「特定の市街地再開発組合及び特定の再開発会社」要件の見直し	国・中央区	国土交通省	市街地再開発事業国庫補助	拡充	国庫補助採択基準(有効空地率30%の特定の要件の拡大)を緩和補助対象:市街地再開発事業施工者の市街地再開発組合	89,400,000	1,600,000	18,000,000	3,900,000	7,700,000	18,300,000	39,900,000
								3,000,000			168,000	331,000	786,000	1,715,000
合計								108,982,820	1,600,000	21,000,000	7,797,202	11,350,732	22,764,943	44,469,943
								12,582,820	0	1,000,000	2,065,202	1,981,732	3,250,943	4,284,943

<記載要領>

1. 「国の財政支援を希望する事業」については、総合特区計画の推進のため、優先順位の高いものから順次記載してください。
2. 「事業名」欄には、総合特区指定申請書に記載されたものと同じ名称を用いてください。
3. 「事業内容」欄には、目的・対象者・規模等が分かるよう、かつ簡潔に記載してください。
4. 「国の制度名」欄には、既存制度名や要綱名を記載してください。なお、作成団体で分からない場合、都道府県や地方支分部局等に可能な範囲内で問合せの上、記載してください。(どうしても分からない場合、「不明」で可)  
新規制度の創設を希望する場合は空欄のままにしておいてください。  
※内閣府所管の「総合特区推進調整費」は各府省の予算制度を補完するものであるため、「国の制度名」には各府省の予算制度名を記載してください。(総合特区推進調整費を記載することはできません。)
5. 「新規拡充」欄には、新規制度の創設を希望する場合は「新規」を、既存制度の拡充を希望する場合は「拡充」を選択してください。(いずれでもない場合は空欄)
6. 「新規・拡充内容」欄には、「新規」の場合は国が財政支援すべき理由を、「拡充」の場合は拡充の内容と理由を記載してください。
7. 事業数が10を超える場合は、適宜、行挿入して追加してください。
8. 「事業費」欄:補助金(交付金)の場合は補助(交付)対象経費を、地方負担がない事業の場合には国費相当額を記載してください。
9. 「年度別事業費・国費」欄について、財政支援措置を希望する年度が5ヶ年を超える場合、適宜記入欄を追加してください。